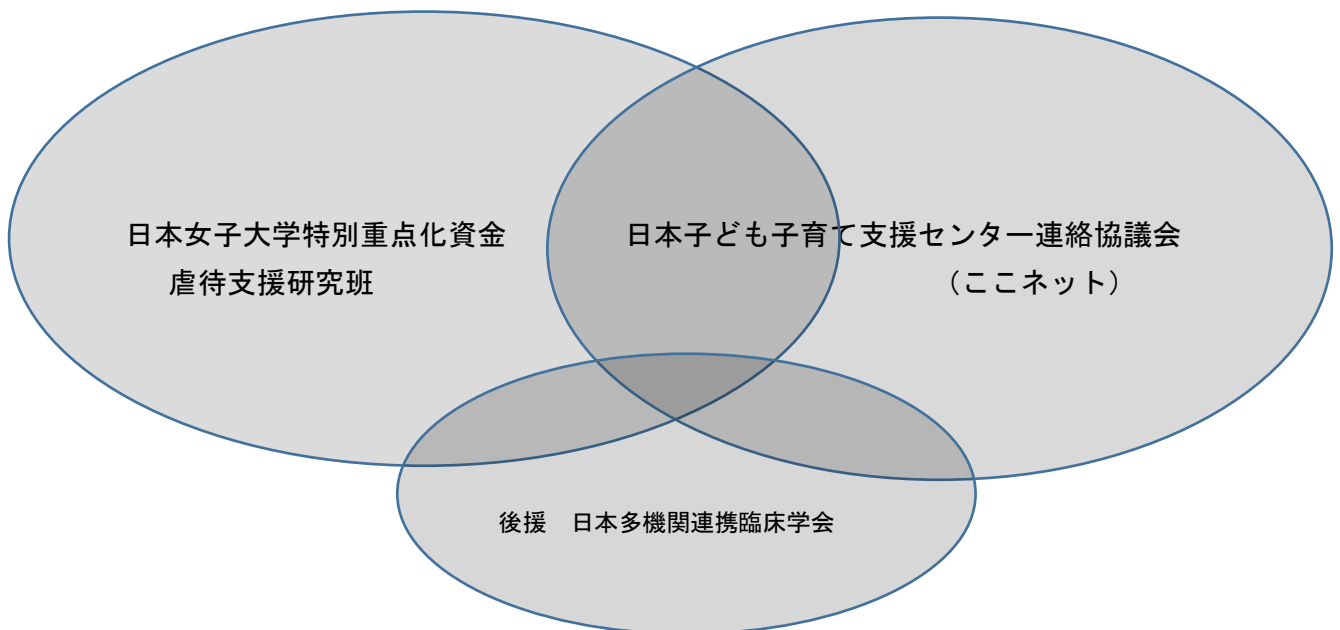


報告書

第1回

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」

2019年6月23日 コラボ企画・東京開催



日本女子大学特別重点化資金による講演会企画

日本女子大学 虐待支援研究班主催 ここネット共催

日本多機関連携臨床学会・MFA認定チャイルド協会 後援

コラボ企画

「ストップ虐待・親支援のあり方」検討会議

対象
保育・子育て支援関係者
教育研究者
一般の皆さま

プログラム

企画／座長

村上千幸（山東こども園）

吉澤一弥（日本女子大学）

◇講演1 「保育現場と虐待—親を加害者にしない支援を考える」

倉石哲也（武庫川女子大学）

◇講演2 「性的虐待の介入における連携のあり方—神奈川県児相の性的虐待調査から—」

三柵優子（神奈川県中央児童相談所）

◇グループ討議

コーディネータ 丸谷充子（和洋女子大学）

◇パネルトーク

倉石×三柵×丸谷

日時:6月23日(日)10時-13時

(9時半開場)

場所:東京都文京区・日本女子大学

百年館低層棟5階 506教室

アクセス:JR目白駅 バスまたはタクシー10分

地下鉄副都心線 雑司ヶ谷 徒歩12分

地下鉄有楽町線 護国寺 徒歩15分



参加申し込み方法

氏名、所属、職種を記入の上6月17日までに
下記①または②までメールしてください。
問い合わせの電話は下記の番号です。

①ここネット事務局

info@kokonet.jp

TEL 096-272-0673

②虐待支援研究班事務局(西研究室)

nishit@fc.jwu.ac.jp

参加費:1000円(当日受付にて)

実行委員会 西智子(日本女子大学)

松原乃理子(日本女子大学)

企画趣旨と目的

国会では体罰の禁止に向けて法律の改正案が提案されました。体罰の禁止は喫緊の課題ですが、子育ての現場では「しつけ」と「体罰」が混乱し、「育児不安」から「育児崩壊」にいたる懸念も生じてきます。

そこで「子どもを被害者にしない」、「保護者を加害者にしない」という2つの視点が考えられます。前者はいわゆる虐待の防止・発見・予防といった専門職としての視点ですが、これは言い換えれば親が虐待をしているのではないかという疑いをもつ視点でもあります。一方後者は、親の不安や負担感、大変さを丸ごと受容して包括的に親子を支援していくという共感的支援の視点です。この複眼的な視点を参加者の皆さまとともに明確にして、子育て支援者の役割と子育て支援のあり方、実践の方法を検討して全国の保育・子育て支援者に発信したいと思います。

「ライブ記録」発信にあたって

しつけにおける体罰禁止、親の懲戒権の見直しなどの法改正の動きを受けて、育児現場の混乱や育児崩壊の懸念を強く感じた山東子ども園の村上千幸先生は、とくに「親を加害者にしない」という視点から、親の子育てを支援する保育者がどのように対応したら良いかの指針の策定の必要性を感じた。それを実現させるための活動としてのコラボ企画を私に打診したのが3月であった。それを受けて私は活動資金を得るために、日本女子大学の特別重点化資金に応募したところすぐに承認され、6月23日（日）の「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の開催に向けての準備が開始された。

当日の会議には約80名の保育者を中心として行政や研究者を含む参加者を得た。進行は、虐待の専門家による講演、参加者がグループに分かれての討論と代表者による発表、パネルトーク、総括という流れであった。全員参加型の議論とすぐできるアイデアの共有がこの検討会議の特徴である。体罰防止のポスターを作って園に掲示する、連絡帳にメッセージを書く、園の関連機関や地域と会議の内容を共有するなど、グループの討論で出たアイデアは参加したいいくつかの園で即日実行された。検討会議をきっかけとして主体的活動が自然発生的に繰り広げられたわけである。それぞれの園が虐待防止に向けた活動の担い手として取り組む様子が事務局に続々と報告されている。

こうした迅速な活動は、法改正の動きの直後というタイミングもあるが、保育者にとっていかに切実な問題であるかを示している。参加者の保育園を中心に始まった活動の広がりを促進するために、当日のライブ記録を報告書の形で可視化し関係機関に配布することにした。第2弾、第3弾の企画につなげることも村上先生と計画しているところである。（吉澤）

当日のプログラム

座長 村上、吉澤

I. 開会の挨拶 II. 企画主旨説明 III. 講演1 IV. 講演2 V. グループディスカッション&パネルトーク VI. まとめと論点整理 VII. 閉会時の挨拶

運営委員

西智子、松原乃理子、三代果乃子、小峰みのり、上田綾香、足立実咲

I. 開会の挨拶

ここネット会長

木本宗雄（山下保育園園長）

おはようございます。日曜日にこのような多くの皆さんに参加していただきありがとうございます。ここネットと日本女子大学のコラボという形になっています。

国会の方でも、19日に参議院で全会一致で改正児童福祉法が通ったようですが、今回の改正は体罰の禁止ともうひとつは児童相談所の機能強化になっています。地域や家庭の育児力が落ちてきている中で、国が私的な部分にまで入ってきているということは、ここまでになっているか、と思っています。しかし私の職員にも聞くと、私は宮崎県出身ですが、地方の田舎でも虐待になりがちなケースをたびたび見えています。これは、子どもが変わったのではなく、環境が変わった、家庭の機能が弱まっていることがあるのではないかと思います。

現場、子育て支援センターの職員たちが自分のこととして取り組むことが必要です。みなさん明日からの現場にぜひ生かしていただき、熱心に受講していただきたいということを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

II. 企画主旨説明

虐待支援研究班代表

吉澤一弥（日本女子大学家政学部児童学科教授）

3月にココネットの村上千幸先生からコラボ企画の提案をいただきました。先生は、昨今の虐待問題のクローズアップにより、「すべての親が、虐待をしているのではないかという世間から監視の目に曝される」状況が、育児崩壊をもたらすのではないかという危惧を強く持たれました。体罰禁止に向けた法改正の動きが急であり、子育て現場で「しつけ」と「体罰」の混乱が生じると考えられることから「子どもの虐待を防ぐ」とともに「親を加害者にしない」支援の方策と指針の策定が緊急課題であるという認識も示されました。

私はそれを受けて、コラボ企画をはじめとする一連の活動の資金を得るために3月に特別重点化資金を申請しました。幸いすぐに承認され虐待支援研究班として活動拠点（事務局）を西智子教授の研究室におき、さっそく運営準備を開始しました。また日本多機関連携臨床学会に技術支援を要請し多大な協力を得ることができました。このように今回の企画は3団体のコラボで成立しています。シンポジウムの講演者の倉石哲也先生と三柵優子先生は第一線の実践家・研究者であり、シンポジウム全体としては、保育、心理、児童福祉、精神医学の面々で構成しました。地域的にも、熊本、大阪、神奈川そして東京が線でつながりました。協働がうまく行くと視点の多様性から、それまでにないアイデアが生まれます。

今回のシンポジウムの流れは、お2人の講演をじっくり伺い、その上でご参加の皆さまにもご協力をいただきグループワーク（コーディネーターは丸谷充子先生）で意見を集約し、パネルトークの議論につなげたいと考えています。

保育園や子育て支援センターの現場で親の支援に即役立つ発想や生きた言葉の創造を目指します。

Ⅲ 講演 1

「保育現場と虐待—親を加害者にしない支援を考える—」

倉石哲也（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）



私の自己紹介をしますと、大学院を出てから精神科のクリニックで家族カウンセリングをわけもわからず7.8年やっていました。師匠から言われたのは家族を褒めろと、一回でも笑ってもらって帰ってもらえと言われ、それだけを7.8年やってきて、その後縁があって大学に呼んでもらいました。家族対応が専門分野でしたので、最初は高齢者から子どもまで家族のことで現場に声かけていただいてケース会議をしていました。私が一番フィットしたのが子ども関係だったので、そこから幼稚園・保育所、学校の先生方と家族支援について勉強させていただきました。そのうちに児童福祉法が変わって、保育士さんが保護者の支援をするとか、虐待の問題が出てきましたので、それに特化して保育関係で子育て支援や虐待の支援をして、大阪ではサポートしてきました。神戸では親子関係に悩む親御さんのグループ講座を20年やっています。今日は私が経験したこと、学んだことを踏まえてお話しさせていただきます。

用意したスライドでは時間がオーバーすると思うので、進められるところまでですが、ご容赦ください。大きく今日はどういうお話をしようと思っています。要養護児童とか支援が必要な子どもさんへの捕捉率というか地域社会が国全体で捕捉する率は日本はとても低いと言われています。ほぼほぼダメになってから、ダメになってからはおかしいですが、行政が動き出すというのが現在の状態だということです。それから死亡事故についてお話しすると、保育現場や学校現場は不可視化しないようにしなくてはなりません、よく起きます。つまり、子どもが元気そうなので安心しました。ケガしているのにそうおもってしまうとか、日常茶飯事だから仕方ないですねとか、あの子はいつも同じ服装だけどもあれはあの子の特徴だろうとか、多少汚れてても好んできている服装だろうからいいんじゃないか、虫歯が多いけどおとなしい子だなとかですね。子どもはSOSを出せない、いろんな表出の仕方をするのですが、現場っていうのはいろんな子どもさんがいるので、どうしても見えている部分を見えなくしてしまうのを、不可視化というんですね。それを可視化していくことが大事になっているということです。あと、親を加害者にしないということは後でお話ししま

す。

東京の方でも事件がクローズアップしているのですが、箕面市で二年前の12月に起きた、クリスマスに保育所に通っている子どもさんが亡くなった事件。大阪府も箕面市の要対協も管理しているというケースでした。2018年の厚労省の検証を見ると、心中以外で46人の子どもさんが亡くなっているのですが、そのうち保育所に通っているのは3人。つまり、3人は保育所に通っていて亡くなっています。私は10年前までは研修で保育所にさえ通っていたら子どもは大丈夫だと言っていて、保育士さん頑張っただけと言っていたのですが、最近はこの状態になっているということです。この箕面のケースもですね、亡くなる2日前に保育士さんは子どもを見ているんです。家庭訪問しようと思ったら、近所できょうだいで楽しそうに遊んでいて、元気そうなので翌日に予定された家庭訪問を延期したんです。それで2日後に亡くなっているのです。特徴的なのは養育環境が内縁の男性が2人家に入ってきて、加害者になってしまったと。どちらかというと母親に加害者にさせられたんですけども、そういうケースでした。保育士さんも非常に傷ついておられてですね、なんとか今現場復帰されたと聞いています。

虐待ローリスクとって、虐待の疑いが低いなというところから順に積み上がっていているのですが、ローリスクというのは、大体自発的な相談があって、親御さんも自覚があって、虐待の事実はないというものです。つまり、子ども叩いてしまいそうとか子どもいるとしんどいとか、私自身が育児ノイローゼになりそうとかという相談がある。でも実際はやっていない。ハイリスク、かなり虐待の危険性が高いのですが、どちらかというと周りが気づいて大丈夫ですか？ということで、親御さんも自覚があって、事実がある。子どもを叩いてしまうとか。今回のテーマのようにしつけと称して叩いてしまうとかですね。危険度としてはまだそれほど高くはないと、ただ早期対応はする必要がありますね。3つ目は在宅支援で、虐待の軽度から中度、いわゆる虐待が繰り返し行われている危険性がある、事実がある。相談支援するのですが、特徴は保護者の方の自覚が弱いということです。自分が叩いているとかを拒否したり、そういうことやっても構わないじゃないかと言う風に、事実があるのだけどもって。支援としてはここが一番難しいところです。このあたりは保育所でも対応するのですが、実際に虐待で死亡事件が起きるといのは、まさにこの在宅支援のところですね。ここの役割分担が難しいので、ここで保育所は受け皿になっているのが現状ですね。

法律のことを簡単にお話ししますと、現場の先生はあまりご存じなくて、市町村も自覚なくされているところがあります。児童福祉法の中では、虐待のケースで在宅支援でいけるんじゃないかと、分離ではないのではないかとこのときにですね、市町村にお願いして、要対協なんかをお願いするわけですが、ここで事務局対応するときに保育所を利用してもらうという傾向があります。保育所を利用して分離を留まろうとするのです。しかし、このケースは虐待の恐れがあるので、保育所で見てもらえますかというのを、市町村は伝えていないことがあります。伝えていても、保育所長だけがそれを知っていて、現場の先生が知らないということがあります。受け入れてみたけれど全然登園してこない、とかですね。保護者にしてみたら緊急性も保育ニーズもないわけですから、欠席多いし、現場はどうして

いいかわからない。保育所長も主任も対応に困ってしまうということがあります。市町村は保育所にケースをお願いしたからには、ケース紹介や目的・利用の意図や支援方法を保育所と構築する必要があるんだけど、そこが丸投げになっている現状です。失礼を承知で申し上げますと、先生方も人がいいので受けなくてはならないと受けてしまうけども、じゃあ市町村にどういう風に問合せしていますかと聞くと、そこは出来ていない。とにかく受けて子どもと保護者を守らなければならないという意識はあるけども、こうなってしまうている。この辺は虐待防止法の 8 条にも通告を受けたら市町村に通知する、それから保育の利用が適当であるかを通知しなさいよとなっています。これで利用するケースが都市部では増えています。

これは今日のテーマになるところなので、後半のディスカッションにもなりますが、2年後に懲戒権が変わるだろうかということになっています。実際しつけと称して体罰しているご家庭あるのですが、実は今日も村上先生とお話ししていましたが、しつけというのは世代間連鎖でずっと縦の中で起きているんですけど、横からそれダメなんだよと社会的な価値観を作っていくことをしないと、何もしないと世代間連鎖でずっと続いていくものなんです。しつけ子育てというのは。ようやく日本はその局面に来たのかなということですけど、いまだに国のお偉いさんは懲戒権を取ったら親がしつけできなくなるとか、そんなこと言っている。



保育所のところに踏み込んでお話ししていきたいと思います。どんな風に気付くかということですね。これは医療機関向けの虐待防止プログラム、ビームスというのですが、ここから出しました。これは傷のことですね、挫傷とか刺傷の位置ですね、赤いところに傷がある場合は虐待を疑いなさいと、というのが医療機関の見立ての第一歩になっています。お腹とかプライベートゾーンとか耳、背中、手の甲ですね、こういうところにケガがある、というのは保育所でも見つけやすいと思って紹介しました。これは大阪で虐待対応のエキスパートの河野先生という外科医の先生の協力を頂いた写真があります。1歳児くらい、乳児さんの写真です。右足の臀部の右側ですね、うっすらここにあざがあるわけです。これは何のあざかという、ここの見立てだと、こういう風に叩かれているとか。こういうのをしっかりと見ていくことですね。医療機関がやるべきですが、保育所で子どもを普段預かるときにそこまで目があるといいですね。これはやけどの跡です。水ぼうそうの後のようにも見えますが。これは性的虐待を受けている子どもさんの絵ですね。かわいらしく、これは本人、真ん中でカラフルです。叩いているのが、虐待している加害者。端に地蔵ってあります。特に右の大きなのがお母さんです。手がこう出てないですよ、こっち側は誰かわからないけど真っ黒に塗りつぶしています。要は、何もしていない、見ているだけ。こういう絵を描いています。実は保育士さんも現場も法律的には流れとして虐待を受けているかもしれない

子どもを受け入れるとなると、こういうところを発見していく視点を高めていくとか、全保育士がそれをするのは難しいが、園長先生や主任、リーダー的な経験積んだ方がじっくり学んでいくことが必要ではないかと思います。

アセスメントですね、傷の発見のところですが、アセスメントをどうしていくかも第二の課題になります。今日は時間の関係で紹介できないのですが、チェック項目を作って、大阪の方で、利用しながらどうやってアセスメントしていくかを研究しているちやいどネットでやっているんですが。エビデンスというのを、保育士さんは実際観察しているので、総合的に見ながらアセスメントしていくのは大きな課題だろうと思います。実は子どもを守るアセスメントシートというので、160項目くらいあるんです。この番号にチェックをして、最後の評価表をみるとすぐ通告しなさいとかが分かるような仕組みになっているものですね。とうさかさんに問い合わせさせていただくと一部100円で販売していますが、今日は持ってこようとして忘れてしまいました。もうしわけないです。

去年は岡山で子ども虐待防止学会があって、今年は神戸であります、3年ほど続けて保育現場の虐待防止というテーマで発表させていただいて、アセスメントシートのことをしてしているということです。厚労省とか指定している、もしくは県や市町村が指定している虐待のアセスメントシートはとても重要なんです。でも、保育所レベルのアセスメントをしっかりとやっていかななくてはならないということです。国の示すアセスメントシートは、かなり中度のあきらかに虐待が起きているんじゃないかというアセスメントになりますから、保育所でこの子は大丈夫なのかなというところをしっかりと見るためのアセスメントをこれから現場レベルで作っていかなくてはならないと思います。アセスメントをして、実際虐待の疑いのある親御さんも苦しんでおられるということになると、当然通告になります。相談ベースなのか通告ベースなのか、今日来られている先生方ははっきり違いがお分かりになられているんですけど、場合によって現場の先生方、園長先生が理解されていないこともあります。どういうことかという、相談をしたら対応してくれるだろうと思っている先生がいるわけです。児童相談所、要対協は通告ですかと聞くので、通告ではない、相談をするんだと、対応してほしいとなるのですが、児相の場合は、通告だとルールがあるからすぐにやりますが、相談では対応できにくい。要対協になると動きが早ければ対応していただけますが、ここの違いを分かっていなくて、すぐに対応して連携組んで、まさに保護者を加害者にしない、子どもを被害者にしないためのネットを早く作るためには通告は大原則になります。

虐待通告は当然躊躇わないことが原則です。ただ現場判断ですから、保護者との信頼関係が壊れることに躊躇する気持ちも出てきます。子どもは保護されてしまって可哀そうじゃないか、というのも現場が危惧される場所ですが、子どもの被害を最小限にできるわけですし、保護者を加害者にしない支援ができます。子どもと保護者を守るには強い意識をもっていなければなりません。当然通告はチームで対応して、園長判断で、管理職判断の責任で行わなければならない。この意思決定のプロセスや意識を曖昧にしたまま登園しなくなってしまうとか、結局保育所ばかりに負担がかかることになってしまいます。箕面のケースでも保育所に来てから1か月来ないこともあったんです。そのとき市の支援室は何をしてい

たかと言うと、親御さんが母子家庭だったので、自立支援の方向で、就職の方をあっせんしようとして一生懸命やっておられてですね、通園するかは保育所でお願ひしますとなくなりました。保育士は一生懸命訪問したり電話したり訪問をやってるけど親御さんは忙しいというので来ないわけです。いよいよ子どもさんに傷があったりして保育所としては登園しないけどどうしたらいいかということになったんですけど、市はやっぱりお願ひしますということと終わってしまっていました。ここが非常に抽象的ですが難しい。大事にしないといけないんです。

では現場でどうかということで、チャイルドネット大阪でアンケート調査をしてみました。児童虐待防止協会と一緒にですね、公立私立園で、虐待に関して。虐待かもしれないと思ったことはありますか、思ったことがあるが93%の保育所で回答されています。多いですよ。それから相談する担当者は決まっていますか、これは虐待担当者がちゃんと保育所の中にいるかどうかということです。決まっているが85%、これは結構、園長先生だと思うんですが、園長に相談するというのだと思います。決まっていないところもあります。次は今まで通告したことはありますか、これは協力してくれる園に配ってますから、かなり意識が高い園が回答していただいていますので、当然通告の経験があるということで多くなっています。この時に大事なのは、先ほど担当者もそうですが主任・所長、担任が役割分担しっかりしとかないといけないですね。つまり、主任・所長は事実を確認して保護者の対応をして関係機関と連携相談、通告をする、担任は子どもの共有をして親支援のほうに回ることが必要です。これが現場の話を聞くと逆転していることがあります。担任が保護者何とかしないといかん、とお母さん叩いたらあかんよとか、そういうことをして保護者との関係に苦労している、園長先生は保護者と親和的になってお母さんやったらあかんよとやっちゃって、これだと現場の担任の先生は大変なんですよ。力量のある、園長先生と同じ立場くらいの担任の先生なら保護者と対峙できますけど、それではやっぱりいけないと。ベテランの主任・所長あたりが、やっぱりあかんでと今度見つけたら通告になるんだよとくさびを打つということが保護者支援になるんです。役割分担をする必要があります。

次ですね、同じアンケートですが、通告する際気になることはどんなことですか、困難な事はなんですか、ですね。判断しにくいから通告しにくいもありますし、危害が子どもに及ぶのではないかということ、親からですね。子どもの発言で判断しにくい、これ一番多いですね。保護者との信頼関係が気になる、タイミングがわからない。この辺で迷っておられますし、保護者との信頼関係が気になるので通告しにくいということなんです。実際厳しい言い方をさせてもらおうと、この傷おかしいよ、とか虐待疑われるよと言える関係が信頼関係のはずなんです。思ったことは言い合えるというのが本来の信頼関係です。まあそこまで突っ込んだ話は今日はしませんが、どんな風に保護者の立場になってそれをお母さんあかんよ、とか通告してみんなでネットワーク作って支えるよと言う風に持っていくことを考えないといけません。次、虐待かもしれないと思った時に、どんなとこに相談しますかです。答えてもらった方の特徴でもあるんですが、保育担当課に連絡する人が多く、特に公立の人にそういう傾向が強いのではと思っています。公立の保育所の場合は、当然市とのつながりが強いこともあります、虐待ハイリスクの子どもを引き受けていることもあります。でもこ

っちにしてしまうと、要はこの連携がどうになってしまうかというのが難しいわけです。箕面市の場合もですね、実はこのやり取りが多かったのです。保育所がですね、実は公立の所長会であそこのケースは危ないと言われているんですけど、それはこのなかだけで言われていて、所管とか家児室に伝わっていないことです。ただ、これも大事ですね、通告したあとどのようなサポートを望みますか、ということです。で、保護者への対応を具体的に示してほしい、通告後、通告先の機関がどのように動くかを具体的に教えてほしい、結局ここを教えてもらっていないから保育所は動けないわけです。保育所が通告できないわけです。ということはこれは市町村の責任のわけです。もしくは児相の責任です。通告されたら私たちはこういう対応を保護者にします。だから保育所はこういう対応をしてくださいと明示されることによって、安心というかある程度の覚悟をもって保育所は対応できるんですけど、そこまで来てないということです。

保護者を加害者にしないための支援ですね。愛着回復させるときに、親を徹底的に理解することは当たり前ですが、後ほどスライドに示しますが、ここなんですね。担任や園長に任せるのではなくて、その保護者を狭く深くか広く浅くというのは、保育者が全員その保護者に声をかけるくらいの、校庭とかでおはようとか、お帰りに、今日こんなことあったよとかそういうことを極端に言えば全職員がして行って保育所こども園が親御さんにとっても安心できる場になるという位置づけにしないといけないんです。そのためには先生方の価値観を一致しておかなければならない。またあの保護者来た、とかまた遅れてきたとかですね、そういった眉間にしわのよる見方をしてはいけないということです。いろんな保護者と長時間話すことで親理解が進んでくのではないか、対応力が身につくということです。できないことを許すという寛容力は大事だけでも、いいよということじゃないです。できないでしよ、お母さんしんどいでしよ、そこ助けるよということです。できないでしよ、だめよ。という寛容力はないですね。助けるよ、一緒にやっていくからやろうよ。と言う風に持っていくことが大事なんじゃないかなと思います。ところがですね、言うのは簡単なんですけど、現場の先生は親御さんへの目線をもう一度問い直す必要があるなというのは思っています。

実はこれ2.3年前かな、村上先生のここネットの全国の大会で、保護者支援のシンポジウムさせてもらったときに村上先生が現場の先生方に保護者の子育て力のことをアンケートをとられたんですね。結果を見て私はショックを受けました。保育者の方が保護者のことを非常にネガティブに思っていてわけです。こういうことが出来ていない、今の親は。母親なのに。こういうのがものすごく多いんですね。親を専門職化させているみたいです。親だからこれ出来て当たり前じゃないかと。関西学院大学の橋本先生が保育の研究でされているのですが、ヨーロッパでは親を専門職化させたらだめだと言っているんですね。栄養や愛着はこういう関わりしないとあかんとか、いろんなことを親に要求している。それをできる親御さんもいるけど出来ない親御さんも多い。それでプレッシャーかかってしんどい思いしている親御さんも多いです。この立ち位置を問い直す必要があるかなと思います。私は別の切り口で保育者さんにお話ししていて、人っていうのは一人で子育てできないという体の仕組みになっているんですね。人に近い類人猿でチンパンジーは、4.5年に一頭しか生ま

ないわけです。その一頭を大事に育てておっぱいも飲ませて、で次一頭産むわけです。でも人と言うのは、家族計画が進んでいるとはいえ、一応女性の身体上はですね一年に一人産める構造になっているわけです。しかも赤ちゃんは生理的早産ってご存じかもしれませんが、十か月早く生まれてきて、泣くことしかできなくて、しがみつくんこともしばらくたってからじゃないとできません。つまり母親が四六時中抱っこをしながら、身体的には毎年赤ちゃんを産めるような構造になっているということは、もともと母親はひとりで子育てできないような仕組みになっているわけです。共同養育といいますけど、古来江戸時代くらいまでは仮親といって地域の中で親代わりをいっばいつくって子育てをしていました。その仕組みが実はもう社会学の話になるのですが、崩れてきた。これは親の子育てができるような仕組みが壊れていっているわけです。だから親御さんは子育てがしんどくなってきていると考えるといけないですね。そこを保育士さんはもう一度考え直していただきたいなと思うところであります。

虐待をする親に対して保育士は処罰感情が湧いてきます。保育士さんは子どもさんの成長発達を守る支える第一人者です。私はそのことにものすごく敬意を払っているし、大事にさせていただきたい専門職、高めていただきたいと思いますけども、その分親御さんに対する処罰が働く、ここの自覚も必要だと思います。処罰感情を持つなとは言わない、その感情を自覚していくことです。適切な理解ができないとき、人はジャッジメントしたくなるものだと水島広子さんという有名な先生がおっしゃっています。理解できないときに寛容力が落ちてあの親御さんはこうだ、とジャッジするということがおきてしまう。自信を持った親支援が出来るということは適切な親支援が出来ていて、保育者は親の人格を理解できているということです。保育者が親の人格をジャッジメントすると、親の抵抗に遭うわけです。だから、信頼関係作れない、先ほどに戻って、通告をためらってしまうというのは、親御さんをジャッジしてる保育者自身の内省をする必要があるんですね。処罰感情が働いていないか、ということを見つめなおす必要があるのではないかとことです。

これは、実はアメリカのハーバードだったと思いますが、愛着をどう回復させたらいいかというモデルを研究されているグループがあって、愛着関係の回復という一番下のところが、一貫した生活習慣と日常の儀式とか、子どもとの波長合わせとか、複数の大人との関与と安定した応答、この部分がですね、特に保育者全員が声掛けをしていくということの理由なんです。なぜかという、愛着が上手くいっていない親御さんと言うのは、人を信頼する力が弱いんですね。愛着と言うのは細かいところを飛ばしますと、困ったときに人をちゃんと頼ることができるかというのが愛着によって獲得されるベースの力なんです。困ったときに人を頼る、という力を身に着けるのが愛着のひとつなんです。困ったときに頼ると言うのは人を信頼できるかということです。でも愛着躓いているかたはここが出来ない。だから、担任とは信頼関係できるけど、他の保育士は挨拶してくれなかったということで、ネガティブにいつてしまう。あの先生は私と目が合ったのに逸らした。すぐに信頼が不審に転じやすいわけです。ですから、いろんな出会う大人がそこをカバーする環境を作っていくことが大事ではないかということです。あと、自己との情動調整は感情を表出できるかということになってきます。カウンセリングベースのところになります。自己能力の運用は自分の力

を保育所で評価される体験を私はしています。例えば、実験的に関西でやっているのは、昼頃遅れて登園してくるお母さんをすぐに帰さずに、あの手この手で所長がコーヒー飲ませたり、お菓子食べさせたりして対応しようということをしします。対応して、そのあとは親御さんに何か役割を持ってもらって保育所の中で手伝いをしてもらうようなことをアプローチとしています。ある園では午睡を手伝ってもらっています。背中トントンしたりを保護者にしてもらったりすると、ある時は5人くらい背中トントンしてもらって、ある時は2人くらい。それでも先生方は保護者にありがとうというそういう関係をつくるわけですね。自己能力の滋養って難しい書き方ですが、保育者が保護者に感謝する関係をどんな風に、特に感謝しにくい保護者にするというのにテーマがあるのかなと思います。それが私がいまお話しした3つの段階のモデルになるかなということですね。他の園ではある民間法人さんの園では、月に1回園全体をお掃除する日に決めて、迎えに来られら保護者の方に園庭から保育室からいろんなところを掃除する日に決めて、これは全保護者ですが、ありがとうねという関係を作っていこうとしていることです。

最後に要対協、市町村、保育所の関係についてまとめさせていただきました。一番下の赤のところを中心にお話しすると、保育所に何を期待しているのか、そこを明確化していくというのは、これからの市町村の役割ではないかなと。関西のあまり恥ずかしいところをお話ししてはいけないんですが、特に箕面市に対しては申し訳ないなと思いながら話しているんですが、実はある保育所で保護者が迎えに来ないので要対協に電話したんですね。虐待の疑いがあるご家庭で、どうしたらいいか相談したんです。その要対協は保護者が迎えに来るまでいといてくれと。で9時になっても10時になっても来ない。保育所で結局迎えに来たのは夜中の12時頃だったんです。電話がやっと通じてですね。どういうつもりなのということでしたが、ようやく来ました。精神疾患を抱えていて知的にも少し弱い方だったんですけど、これに対して要対協は何も言わないわけです。園で子ども見るのは保育所の仕事なんだから保護者が迎えに来るまであなたたち見守ってくださいと、こういうことを言って、保育所の先生たちは自分たちがやらないといけないと思って、やっておられるわけですが。それはちょっと違うでしょということですね。ではそのケースをどうやってその後関係機関とネットワーク組みながら関係作っていくかということが重要になっていくということなんですね。

もう一つ保育所側から言うと、要対協で何が話し合われているのかが分からない、ということがあります。これは自治体によって違うんです。要対協は三層構造になっていまして、個別ケース対応というところは、保護者の関係者が集まって事例検討やるんですけども、この個別対応のところは保護者が利用している保育所が入っていないということがよくあります。誰が入っているかという、所管課の係長クラスが入っていて、市の保育関係のことを理解しているからということで、現場の方は来ていない。これが実はみなさんの自治体で、要対協の個別ケース検討会議にちゃんと保育所がいるか、それは実務者会議にちゃんと保育担当がいるというようにしていかないといけないということです。時間が来ていますのでまとめはここに書いてある通りでございます。これで終わりにさせていただきます。つたない話でしたがありがとうございました。

IV 講演 2

「性的虐待への介入における連携のあり方ー神奈川県児相による性的虐待調査からー」

三柵優子（神奈川県中央児童相談所虐待対策支援課）



ご紹介に預かりました、神奈川県の子童相談所の三柵と申します。私自身は簡単に申し上げますと、児童相談所の中に福祉司と心理司がおりますが、心理司の立場です。神奈川県の子童相談所で7年間心理司として仕事をしておりました。今は虐待対策支援課という課におります。あまり聞いたことない課だと思っておりますが、神奈川県が独自に設置した課です。聞きなれない仕事をしているところなのですが、要は児童相談所の職員なんですけども、児童相談所のバックアップする部署です。重篤事例ですとか、これからお話しする性的虐待、そういった事例の時に、スムーズに対応できるようにバックアップしたり、警察との連携が児童相談所のテーマになっておりますが、その窓口になったりとかの業務をしております。今は児童相談所に警察官が配置されているんです、そしてうちの課に在籍されています。県を代表して一人、連携の窓口になってくれる警察官なんですけども、私の席の後ろにいて神奈川県でもっとも安全な席と言うのが私の席なんです。私の課は、そういった警察とのつなぎをやったりですとか、今日ご紹介する性的虐待の調査報告書なんかをまとめるような研究機能を有している課になります。今日は親を加害者にしないというテーマではありますが、まず性的虐待も含めて虐待を知ってもらおうところで、性的虐待のはなしをみなさんにご紹介していきたいと思っております。

性的虐待の話をするのかということ、虐待はこの4つが日本の虐待の定義です。みなさんご存じだと思います。身体、ネグレクト、心理、性的という4つ。国によっては3つだったりもします。心理的虐待が無かったりする国もあります。要は全ての虐待に心理的虐待ある、ということで心理をカットする国もありますが日本はこの4つです。今日お話しするのは、この性的虐待というものです。まず性的虐待とは何かというお話です。性的虐待のケースかなという事例に会ったことがある方、もし心当たりがある方がいたら、隣近所同じ気持ちの人はいないと思ってください。見たことない、聞いたことない、触れたことない、という方がいらしたら、たぶん周りも、ほとんどがそういう気持ちです。それくらい非常に発見が難しい虐待なんです。ではどういうものが性的虐待か。これは全部児童虐待防止法の二

条の抜粋です。これは身体から虐待の一個ずつの定義が書かれています。この二項目。児童にわいせつな行為をする。あるいはさせること、というのが我が国での定義です。これだとちょっと不十分なので手引きの方。保護者が性交渉、口腔性交含む、性的行為をする。性交渉をみせる、ポルノグラフィーの被写体にする等の行為とあります。性的交渉はわかりますよね、口腔性交もわかりますね。性的行為とは具体的に何かと言うと、例えば児童の身体を触る、肩をもむとかではなくて、例えば胸を触る、性器を触る、あと、親の性器とか身体を触る、触らせるのも性的行為になります。あと、舐める。舐めまわす、舐めさせるのも性的行為になります。あと、性交渉をみせるというのは、故意の場合もありますが、偶然とかしようがない、一部屋しかない我が家、というので見てしまうこともあります、そういう環境を与えてしまうのも性的虐待になります。あと、ポルノグラフィーの被写体にするというのは、子どもの写真を撮るのは普通のことですが、性器ばかりの写真を撮るとか、裸の写真を撮るのが性的虐待の範囲に入ります。これが性的虐待の内容です。ここまで聞いてあり得ない、っと思う方がいれば、それは普通の感覚です。これが保護者が行うというのは絶対あり得ないと思うのは普通の教育者の感覚です。こんなことあってはいけないし、そんなものがあるとすれば、ちょっと異国の話だろうくらいに思うのが当然の感覚なんです、でも実際あるというのを今日皆さんと共有出来たら嬉しいなと思います。今から性的虐待の話を始めます。初めに言うべきでしたが、私が今からケースの話をするかもしれませんが、個人情報特定できないようにケースを加工していることをご了承ください。複合したり架空の条件を混ぜてます。性的虐待の話を知ると一様に疲れます。何か持っていかれませう。苦しくなったりする人がいると思うんです。それはとても普通のことなんですけども、苦しくなったらくっ頑張らなくていい、ずっと意識を遠めに持って行って、乗り切ってください。とても苦しい話を感じる方がいるかと思えます。

性的虐待に注目する理由、なぜ性的虐待の話を知りたいのかというと、他の虐待も悲惨じゃないかということ確かにそうなんです。まず数から理由をお話します。これは平成 29 年度に神奈川県が受理した虐待相談の数、4190 件の内訳で、性的虐待は 0.5%しかありません。神奈川県だけ少ないのか、神奈川県だめだ、ということではなく、全国的にこうなんです。これだけ受理されてないのが性的虐待です。もうひとつ数からお話しすると、統計を取り始めてこの件数って全然増えてないんです。大体 20 件から 30 件を推移している。今、今日みたいな時間を用意していただくほど虐待って世間から注目されています。社会で関心がすごく高まっている。にも拘わらず性的虐待だけが発見の数が全く増えない。これすごくおかしいことだと思うんです。これだけが普及計画から外されている虐待ということ。少ないはずがない、WHO が推計する性被害を受けている子どもの割合からすると少ない。アメリカでは虐待の中の 9%が性的虐待です。アメリカが変なんだ、とかそういうことではなくて、アメリカも元はこういう数値でした。性的虐待なんてもう伝説的なあり得ないことだ、イリュージョンだと思われていた時代があったんですけども、いくつかの衝撃的な社会的な事件が起きる中で発見の精度が上がって今 9%になりました。日本はそういうところにまだ来てないんじゃないかと言われています。ではなぜ性的虐待が見つからないのかですが、たぶん一般的な感覚で分かることだと思うんです。虐待って密室で起きる、倉石先生のお話

しの中でもみなさん感じられたと思うんです。性的な方も密室で起きます。もっとも密室性が高くなってしまふのが性的虐待の特徴です。神奈川県は平成12年から見つからなさすぎる性的虐待について調査報告書をまとめるようになっていきます。12年の統計から対象にして足かけ17年間で神奈川県が受理した全ての性的虐待事例について報告書にあげています。4回にまとめていて、自分がまとめたのは第4回です。もしご興味あればPDFでHPからダウンロードができます。こんな感じの冊子が今神奈川県でまとめられています。

性的虐待は実際どんなケースなのか、具体的に実際起きた事例を紹介します。これは大津の新聞にのった小さな記事です。実際の新聞社に使っていいと許可をとってるので、これは全くの正しい情報というか、加工してない情報です。実の娘にわいせつ行為をした男性が懲役6年の罪に問われたというニュースでした。内容は実の娘に何かしたと。懲役6年と書いてありますが、性的虐待のことを少しケースを重ねている人からすると、たぶん最後まで被害を受けているだろうと推測する数字です。おそらく最後まで、挿入行為まであったんじゃないかなと。そういった行為は小学校のころから始まっていました。その裁判の中では被害児が、加えて妻が加害者が庇う嘆願書を裁判所に提出したという話でした。小さな記事でした。このニュースを見たときに、今初めて見た方がほとんどだと思いますが、どう思われるか、異常な家庭だと思うか、これはもう川の向こう側にあると思うくらいの遠いケースだと思われるかもしれませんし、まず実の娘にそんなことしないだろうと思う。後こんな長期にわたってバレないものかとか、被害者が加害者を最終的に庇うってなんだとか、この家庭が異常そのものなんじゃないかと思われるかもしれませんが、性的虐待を知るとこの事件は非常に特徴が入っているなど感じるケースです。この性的虐待の特徴を、まず皆さんと共有させてください。性的虐待順応症候群という言葉があります。1963年にローランドサミットさんという方が提唱した概念です。これはDSM-4に載っているようなもの、例えば鬱とか統合失調症、気分障害とかいったお医者さんが診断を付けるものではなくて、性的虐待を受けた子どもが大体一様に持っている特徴を症候群としてまとめたものです。まず1つめの特徴は「秘密」。非常に強い秘密の力を性的虐待はもつ。虐待はやはり秘密の力を持つと思うんですが、性的虐待はもっと半端ない秘密の力を持ちます。秘密を守ることで、子どもにとってとても怖いんだけど、秘密を守ったら安全だという約束をします。言ったら殺すとか脅されてなくても、言ったらこうなっちゃうかもという理念に強く支えられます。

私がお会いしたケースで、私が心理司の間に、本当に少ないんですけど、何人か性的虐待のお子さんに会ってます。秘密だよ、とは言われてる、でも言ったら殺すとか絶対言うんじゃないとかというのは言われてなかった。僕と君との秘密だよくらいの感じで言われてたけど、8年言えなかった。毎日学校に通ってるし毎日お母さんとも会っているけれど言えなかった子どももいます。子どもから行為のきっかけを作ってる場合は秘密にしやすいというのは、子どもが遊ぼうと言ったら結果そういうことになったと。子どもの心理って、自分から言ってこうなっちゃったんだったら私が悪いんじゃないかって思うものです。特に幼児。遊ぼうと言ったらお兄ちゃんからそういうことをされた。なんか私が悪いことをしちゃったんだという風に思う子もいます。そして子どもは二回目があると思わない。2回目があったときに、一回目に訴えなかったから自分を責める、秘密を強固にする。実際私がお会い

した子で、寝てたら隣にもぞもぞする人がいたと。あれ、お父さんじゃないか、夢かなと。お父さんが身体触ってることに気づいた。なんだったんだろうと、と寝たふりをしたそうです。それでその日は終わったと。次の日お父さんは何食わぬ顔でおはようと言ってきた。あれは夢だったんだろうかと思っている内に二回目があると、子どもは一回目になんて言えなかったんだろうと自分を責めてしまって二回三回と続いてしまうということがあります。幼児さんは家族の遊びの秘密だよとか、お父さんとの秘密のマッサージだよと言われてたりすると、それを信じてしまうのが子どもです。加害者は家族の秘密のことなんだよ、他の家族も本当はやってるんだよ、ということを年齢的に信じてしまう子どももたくさんいます。嫌だと感じて抵抗しないことも学んでします。



そもそも子どもは保護者を疑わないです。大人は子どもに叩いたらダメと教えます。暴言を言っちゃダメとか、傷つけることを言っちゃダメとか、知らない人についていっちゃだめとか、保護者を疑いなさいとか、保護者がえっちなことをしてきたら言いなさいということは絶対言わないと思うですね。言わない、それは普通のことなんだけど、要求に従わないということを子どもはまずそもそも疑わないということがあります。でも意味が分かる日が来た時に、自分が汚れていると思いついて、また言えなくなっちゃう。さっき話したお子さんも何年も被害を言えなかった。やはり幼児の頃から始まったんですね。だんだんだんだんひどくなって行って、なんだろうなんだろう秘密の遊びだよって言われてるけど気持ち悪いなあと思っていたけど、ある日意味が分かったのは学校の性教育の時間です。あ、やっぱりそうなんだと思った。その時にはもう遅かった。もう全部されていたんです。その子の年齢としてはもう自分が汚れてしまったんだ。これは墓場まで持っていこう。死ぬまで誰にも言わない、私だけの秘密という風に思っていたというお話しをしてくれた子が、私の目の前に何で来たかという、妊娠をしたことがきっかけです。妊娠がきっかけに支援が始まったんです。それだけ「秘密」と「無力感」というのはすごく強い。

時間がたつと「順応」していきます。誘うような行為を、周りか見たら誘っているじゃんというような行動を、子どものほうがすることがあります。例えばお父さんに今日来る？今日私の部屋来る？と言う。それは大人からみたら誘う行為に聞こえるんですが、寝てる時にお父さんが入ってくるんじゃないかと怖くて眠れないわけです。怖いというか嫌で眠れない。だったら自分から誘ったほうがタイミングだけは選べるという。子どもは行為を拒否はできないけどタイミングだけは選べる、自分から誘ったほうがまだマシだとか。

また虐待者を喜ばせ機嫌を直させる方法であったり。お会いしたお子さんの中に、いいよ触って、みたいな感じで加害者に身体を触らせるという子がいたんですけど、語りの中で出てきたのは、お父さん怖い人という内容。殴るとかはしないけどガタイもいい、お父さんが機嫌がいいと家族は一日ハッピー、家族の気分というのがお父さんの気分で決まるおうちだった。お父さんが機嫌が悪いと一日家族がピリピリしちゃう。お父さんが機嫌がいいとみんなニコニコして良い家族になるんだ、と言う。私が身体をふざけて触らせるとお父さん一日ニコニコしてるから、だったら触らせたほうがいいじゃん？と語る子もいます。時間がたつにつれて子どもが誘うような行為をする、あと非常に加害者とべったりということもあったりします。

こういう特徴があるので「開示が遅れ」ます。もし子どもからきくことがあったら、小学生になると今更なんでいうんだとなり、何年もたってから開示があることもあります。

中には「撤回」する子もいます。自分はたぶん直接子どもから話を聞く部署にいるので、20件くらい聞いているんですが、二回撤回されました。示し合わせたのか、というくらい同じことを言います。あれは嘘だった、みんなを心配させたくて、と。そうすることで、家族が元の状態、仲良し家族に戻るような気が子どもにはする。自分さえ我慢すればみんな家族がニコニコの状態に戻るんだというように思ってしまう。ただ撤回するってことを性的虐待の特徴で知ってないと、めちゃくちゃ信頼できるような言葉に聞こえる。授業で聞いてそうなんだって思っていたんですが、本当に信頼性が高いように聞こえます。大人が撤回を信じたくなる。知っとしても騙されそうになるので、知っとかないといけない。知ってしまうと子どもは話さないと大人は聞かないことを覚えてしまいます。撤回した子は、海外の研究ですが、まず開示が嘘であるということはほとんどないという研究がアメリカにあるんです。周囲に注目されたくてお父さんにレイプされたなんて言うのはおかしいというのは、なんとなくわかると思うんですが、子どもの開示が嘘であるということはほとんどないという研究がひとつ裏にあるということもお伝えします。

虐待の秘匿性、特殊性が特に強い虐待ということで神奈川県は普及啓発に努めている状況です。この報告書の内容についてお話しします。調査報告書からの抜粋で統計報告です。グラフからみなさんと一緒に性的虐待の特徴をシェアさせていただきたいなと思っています。

まず児童相談所が一番出会う年齢層、受理した子の年齢層ですが、多くは小中学生です。三分の一が小学生、三分の一が中学生くらいです。みなさん保育に関わる方が多いともいいますが、乳幼児は少ないですか？6人に一人です。乳幼児は決して少なくない割合です。高校生と同じ割合が受理されています。もう少し詳しく。これはピークの年齢です。子どもの年齢の細かい内訳ですが、ピークは13歳から16歳。0歳から3歳の中にも重篤事例があります。保育に関わる方こっちの方が気になると思うんですね。0歳って何だよと思いませんか？私これ、まとめているときに思って、きっと何かシステムエラーだと思ってケース読んじゃったんですけど、エラーじゃなかったです。重篤事例ですね。幼児にそんなことできないだろうと思うのは当然ですけども、私が知る限り神奈川県で受理された性的虐待事例で、性器挿入の事例が確認された一番低い年齢が3歳です。3歳でもあり得る。出来てしまう。身体

はボロボロですよ、すごく傷ついています、起こり得るということです。小さい子ではない、と思うと見過ごしてしまうということです。

虐待者のデータからも非常に見つかりにくさが伺えるというのもお伝えします。神奈川県が受理した虐待者で最も多いのは実父です。養父・継父・内父、要は実の父でない割合は高いです。抽出をしたときに義理のお父さんが入る割合は人口統計からみて確かに高いですが、実父が一番高いんだということを分かっていないと、実父はやらないだろうという先入観になってしまう。一般的な家族が虐待者になり得る虐待です。年齢からも言えて、3.40代が最も多い。これは4回通して変わらないんですが、なぜ多いか、なぜリスクが高いかという、小中学生の一般的な保護者の年齢層だからです。年齢からも特徴がないということです。定職率は4つの虐待の中でも最も高いという方もいますが、定職者が一番多い、要は普通に家庭を支えている実父であるというのが一番私たちがお会いする虐待者です。あまり虐待者とお会いしたことはありませんが、いかにもという感じではない、とあった人は言うんです。いかにもやりそうな感じではない。子煩悩なお父さんであったりとか、仲良し家族っていうのも珍しくないです。地域で有名な仲良し家族。仲良し家族のリスクが高いということではなくて、普通の家では起きない虐待だと思うと見過ごされてしまう。

内容ですが、上から丸してある三つ。性器性交・口腔性交・肛門性交、要は性器を身体に入れられるという虐待内容は強姦性交等罪という新しい罪状、強姦罪ではなくなりバージョンアップしています。執行猶予のつかないとても重い罪なんです。上の三つは該当する内容です。実刑が付く。この域に達するのが32%もいたということです。3人に1人が重篤事例です。重篤化しやすいとまで言っているんでしょうか。決して軽い虐待、おさわりで済むということではない、重篤事例になっていくことが高い虐待。きっとこんなことされてるのは小中学生じゃないかなと思いたいですけども、低年齢だとどうか。これは報告書の中に重篤化した事例の特徴をまとめるページを設けているのですが、特徴があるか知りたくて統計をかけたんです。かけ方があってはいるかわかりませんが、重篤事例と非重篤事例を比較して、それぞれ子供の年齢、期間、虐待者の年齢の分布を比較してみました。要は例えば中高生に重篤率が高くなれば、思春期で体が女性らしくなってくる年齢層が危ないということになってくるのですが、どれも統計上引っかからなかった。中高生でも幼児でも重篤率が変わらない。差はなかったといえるのですが、被害児が幼いから虐待者がおじいちゃんだからとか、期間が短いからといって重篤化しないとも言えない、乳幼児でも重篤率は同じ、差がない。迅速な発見と対応が必要な虐待。これは幼児の場合はわからないのですが、重篤事例は特徴がないことをお伝えするスライドです。ちょっと不思議ですね。重篤事例の方が症状が出てなかった。症状というのはあらゆる症状で、行動、抑うつとか不登校・不登園だったり、行動上の異常、非行してるとかおかしい行動がでていない人と出ていない人を比較すると、重篤事例の子は症状が出ていない子の方が多かったです。なんでかは推測するしかないのですが、小さい子だと行為の意味が十分わかっていない、大人になってから症状がでるかもしれないという推測。行為の意味付けを虐待者が統制できている年齢なんじゃないかということ。家族と離れるまで症状が抑圧されるんじゃないかとか想像はしますが、想像の域を出ません。言えるのは問題行動が出ないというのは、発見が遅れてしまうことが言えます。

今日のスライドには用意してませんが、では症状が出ないからダメージがないかということ全くそんなことなく、予後の調査では日本ではひとつも行われていないのですが、アメリカではかなりされています。性的虐待を受けたと公的機関が確認したケースを84人、20年間追跡した研究があるんです。お医者さんとタッグを組んで。その中ではやはり大人になっても低年齢での妊娠率が高かったりとか、解離とか鬱とか肥満とか精神疾患になりやすいのが統計で出ています。

別の研究では、虐待された子がわが子に虐待する率が高いのが性的虐待という結果が出ています。子どもが女の子だと、母親になったときにわが子に虐待をしてしまう世代間連鎖率が最も高いです。性的虐待を受けた子がわが子に性的虐待をするのではなく、ネグレクトとか身体的虐待を加えてしまう率が高く、予後が心配な虐待です。ただ児童期には症状が出ない。早く発見したほうがいいなという気持ちになるんですが。

ではどうやって神奈川県では発見したのかというところですが。データは幼児と学齢期で分けています。幼児は家族が目的したケースが多いです。子どもの告白が2番目に多いですが、曖昧できちんと被害を言えない年齢なので、偶然に左右されて発見されたケースがほとんどでした。目撃は偶然ですが、告白もよく通告に繋がったなと思うような偶然性が高いものです。詳しくお話しします。幼児の告白は1, 2語と短い。表現も豊かではないです。例えば、パパお風呂やだ、触り方やだ、洗い方やだとか、もっとつたないですね。そんな表現になってしまう。さっきの統計で、告白事例って7件しかないんです。そもそも全体で21件しかないの。すごく少ない人数なんですけど、7例しかないのケースを読みました。幼児の告白を疑った事例保留した事例は一つも含まれていませんでした。例えばどういうことかということ、偶然がいっぱい重なっているということをお伝えしたいのですが、お父さんとお兄ちゃんとお風呂に入った子どもが急に泣いて出てきました。要は泣いて出てこれる子だったのがひとつ。泣いて出てきたところに話を聞いてくれる女の家族がいたんです。大体母や祖母。それも偶然。そして子どもがそこで言えた。なんかやだった。みたいなことを言った。もうひとつすごい条件だと思ったんですが、その話を聞いた親が子供を全く疑わなかったんです。え？本当？とか、ちょっと様子見てみようよといった返しを一切していないケースがこの7例です。ちょっと想像するところでは、母親が偶然そういう風になったんじゃないのとか、勘違いじゃないのって反応するのはあり得そうな気がするんですけど、そういう事例は私たちに繋がっていないということは非常に潜在事例が多いんだと思います。幼児は6分の1じゃないんじゃないかと思っています。

もし先生方が子どもの告白を聞いたら、疑わずに受け止めることが重要です。子どもに問い詰めても返事が返らなくなってしまうと思うんですけど、いろんな話をして、普通の話をしていくような流れで語りを引き出していくこと。周辺の情報を集めることも大切だと思います。情報を集めて、状況を確認していくことが大事かなと思います。家族が被害を疑った行動は、ある日からお兄ちゃんとお風呂に入らなくなるとか、性器を洗うことを極端に拒むとか、妙に年齢に不相応の性的行動が見られたりとか。例えば耳に息を吹きかけて感じる？と聞いたりとか。そんなの普通幼児は知らないと思うんだけど幼児がする。ここでお伝えしたいのはこういう行動が見られたら即通告って難しいと思うんです。何段階かの確認

が、ケースごとにあると思うんです。小さい子どもの性的行動って大人はすごく不快なのが当然だと思います。っていうかり、なんでそんなことすんの？とか言っちゃいがちですが、性的虐待が家庭で起こるということを頭の端に覚えておく。もしかしてこれって、と気づきの目を持つことが大事です。被害があるんじゃないかなと、決めつける必要はありませんが、疑いの視点を持つことが重要ななと思っています。

学齡児は告白がほとんどです。子どもが告白しないと見つからないのが性的虐待の特徴です。もし告白を幼児に限らず受けたら、すごい曖昧なんです。分かりにくくて。躊躇なく疑うことなく、速やかに通告することが大切です。告白を受けても通告に至らなかったことも数多くあります。性の通告ってやりにくいと思います。確認されただけで見相に話した3人に1人の子が、過去にも話したけどこうならなかったと言っていました。それだけ通告しにくいんだと思いますが。過去にも話したよという子どもの中で、重篤事例が11件ありました。ケーススタディをしたのがこのスライドです。母親に話したけど通告されなかったのは、知られたくないと思ったとか、迷っている間に時間が過ぎたとかお話ししています。要は再被害があったから引かかったということになります。支援者に話して繋がらなかったケースは5例。お母さんに相談を促した、というケースがあります。特に幼児さんだとお母さんに話して終わるといふケース、お母さんが通告することを期待するケースです。上にあるように、母親は期待したように動くとは限らないです。ので、もし報告を受けたら、受けた機関が通告まで携わることが重要になります。



今の性的虐待に児童相談所がどんな対応をするかを最後にお話しします。対応で一番多いのは分離です。7割超えたかな。最終的に虐待者と分離してもらうのが基本的な対応になります。最初の対応はそれぞれによって変わりますが、平成27年度に厚労省と警察が連盟通知をだして、児相検察警察の三機関で協力して子どもの負担を軽減するような面接をしてくださいという通知でした。特に性的虐待はこの面接になっていく。神奈川県の場合だけで申し訳ないんですが、県警が最初に腰を上げて警察中心に三機関の会議が非定期的で何度も実施されています。今は定期的に検察が中心になって実施されていて、要はお互いの虐待の認識をすり合わせていく、スムーズに連携が取れるようにするための連絡会が行われています。この通知を受けて性的虐待の被害事実確認面接というのが今全国的に普及しています。

司法面接、これは何かというと、虐待被害の調査をするとき、面接者が誘導、教唆、暗示等の情報汚染の可能性を排除した手続きで話を聞くということです。どういう風に話を聞くかということ、お父さんの手が当たったんだと子どもが言ったとして、叩かれたのねというのは普通の相槌なんです、どんな風に手が当たったか教えて、と子どもの言葉をリフレインして広げるというやり方を徹底して行くと。面接をする人は基本的に専門研修を受けた人のみです。三機関の代表面接者は面接プロトコル研修を終了している人がやっています。自分も今その一人になっていますが、児相警察検察の代表者が一人子どもの話を聞いて、バックスタッフがリアルタイムで聞いているという形をとっています。何度も聞かずに原則1回で話を聞くのを終わらせようという取り組みです。性的虐待によく使われているものです。なぜ1回かということ、なんとなくわかると思いますが、性的虐待の証拠は、傷もないあざもない。語りがすべてです。私も誤解していましたが、仮に性器挿入があっても、子どもは処女膜裂傷にならない場合があるんです。大人は性器挿入があると処女膜裂傷になるんですが、子どもの粘膜って柔らかくてもう一回再生されることがあると言われていています。処女膜裂傷がないから性的虐待がなかったとするのは非常に危険だと言われてはいますが、知らない産婦人科の先生もいる。それくらい証拠が見つからないのが性的虐待なんです。だから語りが全てになる。でも性行為の語りって大人でもできないんですね。自分の性行為の体験を人に話すのって嫌ですよ。絶対したくない。でもそれを子どもにさせるときになんども聞くと言いたくもないし思い出したくもないことを話すと、だんだん記憶が混濁してくる。汚染されていく。なんだかよくわからなくなっちゃう。先生にキスされたんじゃないの？うんうん。とか言っているうちに分からなくなっていくので、こういった一回で誘導なく話を聞くやり方が主になっています。どれくらい拡大している課ですが、27年度の通知をうけて全国で28年度に340件実施されています。29年度には倍は行きませんが爆発的に増えています。

これは神奈川の中央児相の面接室なのですが、こんな感じで手前に私が座っておくに子どもが座ります。これが録音機器です。カメラを通して別室で他のスタッフが様子を見ていて、それは子どもに了解をとったうえで面接をします。人形を使って語りを引き出したりもします。司法面接以外に使ってはいけないとか、細かな決まりがあります。これはバックスタッフが待機している部屋です。モニター越しに部屋の様子が確認できます。

リアルタイムで子どもの話を共有するってことの意味について、何度か体験して感じたのは、親の話を聞くと親の言い分を聞くようになっていくんですが、子どもの面接をする中でどういう姿勢でお父さんに触られてたか、こういうことを言われたとか、ただ子どもは事実を話しているんだけど、その語りってものすごく強くて、終わった後に気持ちが共有されるというか、許せないねっていう気持ちを言葉なく共有出来たりするなと感じています。非常に今までと違う大きなやり方だと思っています。面接を行った一番低年齢は3歳でした。低年齢の子どもは語れたり語れなかつたりですね。

これは三機関協同面接の流れですね。情報を把握して面接する。事前協議する場合もあります。終わったら児相は一時保護の開始とか継続の判断をします。親子分離、家族再統合に向けた相談支援難化をしていきます。面接の後に支援方針がガラッと変わることがありま

す。やっぱりこれは重篤だねというように変わることもあります。

警察は事件化できる場合は子どもの安全を確保、逮捕の方向に動く。神奈川の警察の方は、事件化できなくても会おうか、と言ってくれたりして、虐待者に会って警察の指導を入れてちょっとでも抑止できるように動いてくれることもあります。警察は司法的な関与をしていきます。今のが三機関協同面接の新しい取り組みの紹介です。

今回のような普及啓発研修というのを、報告書を受けて神奈川でも何度かやっています。県教委の方に協力を仰いで、主に学校の先生に研修を実施していて、今年度は10件予約が入っています。やってみて思うのは、性的虐待の相談経験のある先生が多いのと、自分もされたことがありますと開示をされる人もいます。そういう先生の多くがすごく辛い思いをしていて、虐待なんて言葉が結びつかなかった。身体的虐待は知ってても。だから流したんじゃないかととてもいい先生だから、その後すごく奔走したんです。子どもを守るために。それで疲れ果てた、本当に苦しかったとお話しされていました。なるべくひとりでも多くの先生方、保育士の先生方も含めて、虐待があるということを知っていくことが必要なと思います。

もし、虐待発見したらなんですが、全体の研修で使っているスライドですが、幼児の場合は子どもの語りだけで通告することが難しいときに周辺情報をなるべく多くの先生で集める。まず先生方で共有をして、話を集めていくことが重要になっていくと思います。子どもには自然に語ることを丁寧に聞いていってもらえればと思います。お父さんとは普段何して遊ぶの？とか。子どもはまだ性的虐待被害を受けたと認識してない子もいて、ただの遊びと思っている子もいる。それは遊びじゃないんだよということは言わなくて、どんな遊び？誰とするの、どこですの？と普通の話の中で情報を集めていってもいいのかなと思います。

これは神奈川県の場合ですが、通告は児相にお願いしています。さっきの司法面接ができるのは児相になるからです。大切なのは保護者に真偽を確かめようと連絡をとらないことです。

みなさんに配布したものは、神奈川県各学校に配布終了している性的虐待のリーフレットです。今日のパワーポイントを配るのはむずかしいですが、共有できる情報をリーフレットにまとめています。私たちの国って多くの方が虐待・性的虐待があることを知らなくて、私も今の部署に来て知りました。これがあるんだということを一人でも多くの方が共有していくことが大事です。

もし被害を聞いたときに、親御さんにされたことが被害だと思っていない子を責めたり問い詰めたりする必要はありません。動揺はひとまず飲み込んでください。子どもが自然に話す言葉を受け止めてください。話を聞いたらなるべく多くの先生と共有をしてください。子どもから口止めをされてもかかえこまないことが大切です。ご清聴ありがとうございました。

V. グループディスカッション&パネルトーク

司会

吉澤一弥

GD コーディネーター・パネリスト

丸谷充子（和洋女子大学家政学部家政福祉学科准教授）

パネリスト

倉石哲也

三樹優子



参加者が 8 つのグループに分かれて以下の 2 つのテーマについて議論し、出た意見やアイデアをグループごとに発表した。そしてグループディスカッションを受けてパネルトークを行った。

- ・体罰が禁止になったことを、保護者にどう伝えますか？
- ・保護者から「しつけと体罰はどう違いますか？」と聞かれたときどう答えますか？

<GD の各グループからの発表 1 >

<p>【前半のテーマ】 体罰が禁止になったことを、保護者にどう伝えますか？</p>
<p>・叩くということは子どもの発達に影響のあることなので、一緒に違う方法を考えていきましょう。親の気持ちを受けとめて、否定せず一緒に考えていくことをお話ししていこうと思います。</p>
<p>・（個人面談の設定で）今巷では体罰が禁止になったという条例が出ていますが、お母様だけにお話しするのではなく、全体に園としてお伝えしていきたいと思いますので、意識をしてその辺見ていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>・いきなり体罰の話せず、子育てについての話し合いを頻繁に持ったうえで、法律でこう決まっているんですけど、とプリントを出して情報を伝えていきます。</p>
<p>・まず法律で定められたことを職員が理解したうえで、お便りを配布する。</p>
<p>・体罰禁止の話の前に、お母さん今困っていませんか？何かありませんか？と聞く。それから、体罰ってどういうものか一緒に話していく。</p>
<p>・保護者会を想定して。まず、報道で気になっている方もいると思いますがと切り出します。体罰について、ついやってしまった、手を挙げてしまうこともありますよね。といった話から、それが子どもさんにとってどんな悪影響があるかを伝えられたらいいなと思います。</p>
<p>・まず、職員間で体罰が禁止になったことを情報共有して、保護者から問いがあったときにある程度のことは答えられるようにしておく必要はあるねということになりました。伝え方は園の掲示板の保育ニュースのところに、新聞の記事も使って掲示をしていく方法はどうかとなりました。そして、掲示をしたあとでそのフォローについて、相談したい保護者、気になる保護者のために相談機関の名前を入れておくこともあるねという話になりました。</p>
<p>・職員全体で情報共有する。いつでも相談に乗りますということを文面でも共有する。</p>

<GD の各グループからの発表 2 >

<p>【後半のテーマ】 保護者から「しつけと体罰はどう違いますか？」と聞かれたときどう答えますか？</p>
<p>・保護者の気持ちが伴っているときは体罰。お母さん、お子さんの気持ちと体を大切に思っていますか？というところから入っていけると良い。みんなの前で出来ないことは体罰ですよねという声掛けも必要かなと思います。</p>
<p>・「しつけとは子どものことを思ってやることで、体罰は親の感情、怒りが入っているものだと思います。」</p>
<p>・身体的体罰は 21.3%。しつけと体罰のイライラ感を持っている親に対して、もう壊れる寸前にいるわけだから、その気持ちを分かってあげるために予防保育・臨床保育、治療的な姿勢を私たちが育てながら、しつけ・体罰をする寸前の親に対してどのようなケアをするかの方が大切なんじゃないかと思う。 (補足として) 質問自体聞いてくる人自体がないんじゃないか。もし聞いてくる人がいたら、よく聞いてくれましたねとか、話してくれてありがとう、というところから話していく必要があると思う。</p>
<p>・「痛みを与えなくても子どもは理解する力があるから大丈夫ですよ。体罰しなくても信じてみましょう」</p>
<p>・「子どもの最善の利益に繋がるかどうかだと思っています。」</p>
<p>・言葉の背景を考えて、「どう思いますか？」と聞く。その答えに合わせて思いを伝えていく。しつけというのは成長していくのに必要なことを伝えることであって、体罰は心と体に傷を与えることであるというのをお伝えしていきたい。</p>
<p>・お母さんにどうしました？と様子を聞く。手を挙げたのならば、しつけではなくて体罰ですねということを伝える。それから詳しく話を聞く。</p>
<p>・体罰は子どもをコントロールすること、しつけは子どもが自発的にできるようにすること。お母さんたちが余裕をもって接することが出来るように相談に乗っていきますよと話していく。</p>

<パネルトーク>

吉澤

時間の関係とグループディスカッションで素晴らしい意見やアイデアが出ましたので、予定を少し変更して、GD とパネルトークのセッションを一体化し、GD と同じテーマでパネリストからコメントをいただくことにします。急な変更で恐縮ですがまず倉石先生から順にご発言をお願いします。

倉石

二つに共通して言えるんですけども、話し言葉って簡略化しないといけないですよね。特に理解が難しい方、自分がどうしたらいいか戸惑っている方には、「こういうことでこういうことだからこうなんですよ」というと、どこを切り取っていいかわからなくなることがあるんです。それで、分からないことを繰り返し言われると、被害者意識を持ってしまって「なんでこんなこと言われないといけないんだ」と思ってしまう。だから、簡潔に「体罰はだめよ」「子どもを叩いたらだめなのよ」と簡単に言うということも一つです。そして、代わりの方法を教えてあげないと、親御さんはどうしていいのかわからない。だから、叩きなくなったら、「コップの水を1杯のむのよ」とか、「深呼吸するのよ」と具体的に提示してもらうのも一つです。これは定説ですが、理解の乏しい親御さんへの説明は2つまでということなんです。

体罰禁止をどう伝えますか、ということですが、ポスターで視覚的に訴えることが一番わかりやすいと思います。言語よりも理解しやすいのは、保育現場では日常的になっていますよね。ですから、分かりやすく親御さんがホッとできるポスターを作るのは先生方は得意だと思います。

しつけと体罰がどう違うか、ということですが、簡単に言えば子どもが怖がったらアウトです。しつけであろうが体罰であろうが、子どもが怖がることを親はやっちゃいけません。それから、発達に影響が出るとか、体罰をしなくても子どもは理解する力がありますよとか短い説明を続けたいと思います。キーワードは学習と退行なんですよ。しつけは学習です。できるようになっていく。体罰が厳しくなると退行です。できなくなっていく。余計親はイライラしてしまうと。神戸の方で作っているポスターがあって、落ち着くヒントというものです。イライラしちゃうよね、と言葉があって、お母さんがガミガミ子どもを怒ってて、手が出そうになっている絵があります。こういうときはこうしようと絵が描いてあります。コップの水を飲む、深呼吸をする、音楽を聴く、ポケットに手を入れる、ノートに書く、と5つある。体罰しそうになったらこうしようと。これはオチがあって、あるお母さんがポケットに手を入れた絵を見て、私は足が出てる。と告白したんです。こういう視覚的なものっていいと思っています。

三樹

倉石先生の言葉に付け加えることがあるとするならば。私も体罰の禁止を先生方がどう

受け止めるのか、聞いていて勉強になりました。体罰を禁止されて困る親御さんの気持ちも先生方はわかるので、苦しい気持ちになると思います。

ただ、既に体罰禁止にされている国はいくつかあって、最初はスウェーデンでした。40年前に禁止されていて、当時は体罰OKと思う親が9割を超えていました。今は1%を切っています。法律が変わって今混乱している気持ちがあるかもしれませんが、何年かすると変わっていきます。

先ほどの意見であったように、職員間での共有をしておいたほうが、気持ちが整理されて親御さんとお話できるのかなと思います。最初のグループが親御さんの言い分に迎合するのではなく、と言っていました。おっしゃる通りだなと。つい迎合したくなりますが、やはり体罰だめよというところから反応を始めることが大事かなと思いました。

スウェーデンでどうして成功したか、「35年の振り返り」がネットに出ています。どうやって禁止して、うまくいったのか。セーブザチルドレンという団体が翻訳して出しています。法律の改正が大きいということです。罰則はないです。ただ、啓発をすごくした。牛乳に体罰禁止の広告を出したりとか。ポスターやリーフレットを出して、目に訴えるというのは大切だと思います。話しやすさのきっかけにもなります。

話はずれですが、神奈川県の子童相談所で、夫婦げんかのリーフレットを使っています。たかが夫婦喧嘩と思いませんか？夫婦喧嘩を見せることは虐待ですと。リーフレットで見せることでこれはノーなんだ。でも言い分あるよね、聞きます。という形で持っていきける。さっき倉石先生が仰っていた通り、だめなものはだめだと1つ伝えて、対応指示を伝えることが本当にそうだと思います。また、そのお母さんに対して園全体で関わる人を増やしていく。親御さんが繋がる人を担任と園長だけにしない。親御さんにあったら、「頑張ってるね」「元気？」と声をかける。直接的じゃないけど、あなたのこと応援してるよというのが、体罰なのかしつけなのか揺れているような親御さんには効果があると思います。園全体で親御さんをひとりぼっちにしない取り組みが大切だと思います。

丸谷

講演会などの話を聞いた後は、なるべくたくさん具体的な引き出しやスキルとして保育に活かしていくことが大事ですね。今日話しを聞いてなるほどと思った。それなのに明日の保育が変わらなければ話を聞いただけで終わってしまってもったいない。何かを検討する時にもできるだけ具体的に、明日から何ができるかを考えることが必要です。会議などでも「大変だよ」と具体策を出さずに終わってしまうと支援に繋がりません。今日は短い時間で十分に議論をする時間はとれませんでした。話し合いの中で役割分担をして全員が一つは今すぐ出来る提案をするという体験をしていただきたいと、このようなグループディスカッションの内容を考えました。

VI. まとめと論点整理

吉澤一弥

時間があまり無いので、村上先生の問題意識と今日のシンポジウムの意見から簡単なまとめと論点の整理をいたします。講演では、倉石先生と三柘先生が具体的な現場の話をしていただきました。その後もグループディスカッションで貴重な意見やアイデアが出て、今日の企画はやった甲斐があったと思っています。

スライドに沿って話します。民法の懲戒権の削除の方向性が示されました。先生方が仰ったように、育児現場の混乱が心配されます。法律の問題もありますが、世間から見る目があってプレッシャーになるわけですよね。どこまでが体罰なのかという議論もあるわけですが、村上先生は育児不安を通り越して育児崩壊の危機と言っています。

今回の状況は育児そのもののルールといいますか、パラダイムの変更になるわけで、これによる混乱から育児支援の現場にも影響が出ます。パラダイムの変化の例を挙げます。相応しい例かわかりませんが、例えば野球のルールが変わるようなものですね。今まではストライク3つで三振だったものが、ストライク1つで三振だとルールが変わってしまうと、野球そのものが変わってしまい混乱しますね。そのように育児自体が変わる大きな出来事であると認識しています。

それから、村上先生は見守りと見張りであると言っておられました。今日も倉石先生から、保育者ができるリスク評価、厚労省のものでない保育者が出来そうなもののお話がありましたけども、保育者が行う虐待のリスクアセスメントの精度を高めることが重要ですね。観察眼や判断の力をつけることが課題であることを倉石先生の話で痛切に感じました。あとは最後の、体罰としつけの問題もありますが、体罰と虐待の言葉のもつイメージがひとそれぞれ違うということがありますね。育児をするものと支援をするものを持つそれぞれのイメージを、聞き取るということが大事であると感じています。聞き取ったうえで、他の方はどういうイメージを持っているのかを共有することで違いや共通点などが反映され、育児の客観視が多少は出来るのではないかとも思います。

また、子育て支援の指針をこのシンポジウムで出したいという村上先生のご要望がありましたので、この後作っていきたいとも思っています。今日アンケートをお配りしたのも、みなさんの意見を反映させることができると思っています。

私は日本女子大学の児童学科の学生に、講義をしている中で感じていることを紹介します。ゼミで将来結婚して子どもを持つときのことが話題に上がることがあります。私から言わせると、育児への興味がない。育児の話題になっても負担軽減の話が多いです。例えば夫の育児参加とか、育児の平等性とか男女平等についての意見が多いですね。育児そのものへの興味というようには思えないんですよね。何が言いたいかというと、興味がないことは考えたり議論をすることは無いということです。つまり育児やしつけそのものに若い世代がどうしても関心を持てるかということも大事だと思っています。やがて育児をする立場に立つであろう若者世代の実態についても良く知ることが今回のテーマにとって大事です。

妊娠出産育児への準備状態や環境要因があります。望まぬ妊娠とか周囲の応援があるかとかそういった要因もさまざまです。こうした変数も含めて考える必要があることを今回のシンポジウムを聞いて感じました。つたないまとめでしたが、以上で終わります。

VII. 挨拶

来賓 横山尚人（東京都文京区子ども家庭部幼児保育課 課長）

文京区の区役所で幼児保育課長をしております、横山と申します。今日はお招きいただきましてありがとうございました。私が大事だなと感じましたのは、現場の皆さんがしっかり考えてくれていることを我々行政もそうですし、先ほど児相の方でも警察検察との連携のお話もありましたが、みんなで事に当たっていくという必要性があると改めて感じました。今日お考えいただいたことをそれぞれのステージでみなさん共有していただきながらですね、同じステージだけでなく、それぞれの役所の人なども巻き込んでいただいでみんなで解決していきたいと思いました。今日はどうもありがとうございました。

企画者 村上千幸（山東こども園園長）

育児崩壊の危機なんて言葉もありましたが、現場に立っているとたくさん問題があります。子ども達のことを私たちは大事にしたいということでやっていますが、なかなか親支援があっても、子どもの発達までケアが行き届かないことがあります。ですので現場の意見はもっともっと出してもらって私たちも考えていきたと思います。今日あったように育児パラダイムがもし変更になるとすれば、実践者が出していかなくはないと思います。厚労省からこうなさいということでもないです。体罰禁止はおおきな変化です。それをどう現場に落とししていくか。私たち自身が考えていくものになると思います。スウェーデンが変わったように、私たち日本も変わっていけるチャンスになると思うし、それが子どもたちにとっていい社会になるようにするためには、私たちが前向きに考えていくことになるかなと思います。この回が第1回ですのでこれから後数回やっていただいて、全国に共有できるような言葉、標準化された言葉を日本中の子どもたちに伝えるような言葉を探していけたらいいなと思いますので、ご協力とご支援お願いいたします。ありがとうございました。

事務局 西智子（日本女子大学家政学部児童学科特任教授）

体罰としつけは違うということを、いつも私の研修の中では話すようにしてきました。体罰をしている親は、とてもエネルギーが必要なので、皆さん辛いんですね。そのエネルギーをどう転換していくことができるかが大事なのだと思います。今日は親を支援する最前線の窓口にいる先生方に集まっていただき、考えあうことができたことを心強く思いました。現場で子どもたちがいつも笑顔になれるような状況を作っていけたらいいなと思います。ご協力ありがとうございました。

スライド資料

2019.6.23
 コラボ企画 主催 ここねっと×虐待支援研究班
 「ストップ虐待・親支援のあり方」検討会議
 講演1

「保育現場と虐待一親を加害者にしない支援を考える」

倉石哲也
 武庫川女子大学

はじめに

1. 全体に確認したいことー要養護児童の補足率は低い

- ①第14次死亡事案検証ー3例 保育所係属
- ②保育所が被虐待・要支援(要養護)児童を受け入れる**法的根拠**

2. 保育所の責務

- ①虐待の兆候を見えないモノにする傾向がないか？
 ー“不可視化”しない取り組み…子どもの元気のよさで安心しました？
- ②通告(の困難さ)ー親を加害者にさせない取り組み
- ③保育所で“アセスメント”し“ケア”ができる専門性
 「アセスメントシート」(ちやいるどネット大阪 167項目 100円＋研修無料)
 「ケアモデル:愛着の回復モデル Attachment-Self-Regulation-Competency」

3. 市町村の責務ー法的義務/都道府県・市町村の**連携の責務**

- ①見立ての共有ー通告した後、どうなるのか？を発達支援の観点で示すこと
- ②地域支援保育士・家庭支援保育士/保健師らによる「支援コミュニティ」づくり
- ③保育所が不安を高めることなく、親子と向き合えるような直接的・間接的支援の提供
- ④要対協と家庭児童相談室の歴史的経緯

箕面市の痛ましい事件 平成29年12月

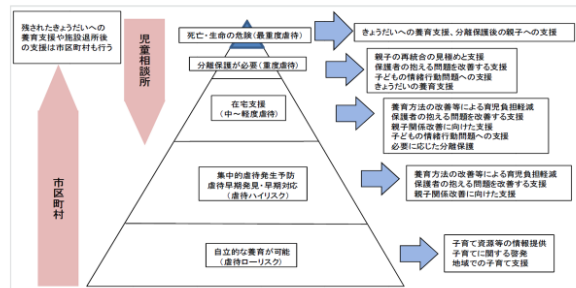
平成29年12月25日に、本市で4歳の男児が心肺停止状態で病院に搬送され死亡するという事件が発生し、殺人容疑で母と友人の男性2人が逮捕された。報道によれば、男児の全身には多くの打撲痕があり腹部の内出血が死因であったとのことである。

当該児童については箕面市要保護児童対策協議会(要綱により名称を箕面市要保護児童対策協議会と規定)においてネグレクト(保護の怠慢又は拒否)状況にあるとして児童虐待事例進行管理台帳に要保護児童として登録し、本市関係部署である男女協働・家庭支援室、入所していた保育所、子どもすこやか室(母子保健を所管する室)等において「見守り」の対応をしていたケースであったにもかかわらず、事件の発生を防止できなかった。

関係している職員の気持ちの中に箕面市では児童虐待死など起こらないという気の緩みがなかったかという反省を踏まえ、今回、なぜ死亡に至る事態が起こったのか、児童虐待防止にあたって箕面市教育委員会(以下「市」という。)がとるべき手立ては何であったかを検証した。

児童虐待対応マニュアル 厚生労働省2013より

図1: 虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割



・虐待に関連する法律を理解する

・保育所・園は

「**司法的対応(ハードパワー)**」と
 「**心理的対応(ソフトパワー)**」の2つを意識した対応を行う必要があります。

(児童福祉法)保育の利用に関する規定
 (福祉事務所長の採るべき措置 第25条の八の三)
 (児童相談所所長が採るべき措置 第26条の四)

・都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所は通告を受けた児童について、保育の利用等が適当であると認める者は、これを都道府県又は市町村の長に報告し、通知すること。(筆者簡略化)と定められています。

- 虐待が疑われる子どもを在宅で支援する場合、保育所等の児童福祉施設の積極的な利用が**市町村の判断で行われる**ようになりました。
- これによって、虐待(の疑い)を理由とした子どもの**保育所利用が法的に位置づけられた**こととなります。
- 市町村は保育所に**ケースの照会、利用の意図、支援方法を示す必要**があります。
- 保育所はケースの照会、支援方法等について市町村と積極的に共有する必要があります。

児童相談所の措置(第27条)

- ・ 通告を受けた児童相談所は、子どもと保護者について次のような手続き(措置)を取ります。(筆者による解釈文)
- ①(児童又は)その保護者に訓戒を与え、又は誓約書を提出させる
- ②児童又は保護者を児童相談所等に通わせ、児童福祉司による指導を受けさせる
- ③児童を児童相談所等に入所させる
- ④家庭裁判所の審判に付することが相当である場合は家庭裁判所に通知させる

⇒いずれも児童相談所の責任の下に行われる行政手続きです。
①1～複数回の通所で訓戒を与えて終了します。②は児童相談所等に通所させ、心理検査、行動観察などから子どもの発達特性を把握し、それと共に保護者と子どもの養育について助言、指導を行います。③は施設入所です。入所には親権者の同意が必要です。④は施設入所が妥当だけれど、保護者の同意が得られない場合には家庭裁判所の審判を受けることができる、というものです(第28条)。

通告を受けた際の措置(児童虐待防止に関する法律第8条)

- ・ 第8条では通告を受けた福祉事務所及び児童相談所等の措置として、児童相談所への送致、立ち入り調査、一時保護を行うように定められています。それに加えて、第2項では、児童相談所長は必要に応じて次に掲げる措置を採るものとする」となっています。その中には、「**通告を受けたものを市町村に送致すること**」、「**保育の利用等が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること**」と定められています。

⇒児童相談所が通告を受け、**保育の利用が適当と判断した場合には市町村を通じて保育の利用を薦めることがある**ということです。この場合保育施設は**保育所、こども園、小規模保育所**が該当します。保育施設は虐待を受けた児童(及びその保護者)を受け容れる施設としての役割が求められています。(児福法25条及び26条に該当)

児童虐待防止に関する法律 第8条

- ・ 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

保育士として知っておきたい虐待関連の法律

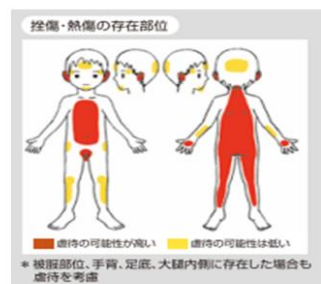
【親権】

- ・ 「しつけ」のつもりでやっている。と親が虐待的行為を自己弁護することがありますが、これは親権の濫用にあたります。
- ・ 親権には、子どもを「懲戒」する権利が定められており、この規定が親の弁護に使われてきた経過があります。
- ・ 親権は、平成23年に改正され、「子の利益のために」という文言が入りました。これによって子どもが怖がっている、嫌がっている、あるいは(退行している)といった「子の利益に反する」場合には、親権の濫用にあたる法的に解釈できるようになりました。

気づき・発見の難しさ

- ・ 気づき・発見から情報の共有へ
- ・ 複数の眼による確認
- ・ アセスメント=チェックシートの活用
- ・ リスク(緊急性)判断
- ・ 情報の共有と活用

医療機関で子ども虐待を見逃さないために。
一般医療機関における子ども虐待早期対応ガイド BEAMS:医療機関向けの虐待対応プログラム より





重要なアセスメント力 保育所で行うアセスメントの意味

【アセスメントの活用】

- 保育所だからこそできるアセスメント
- **アセスメントシート**をどのように活用するのか？
- アセスメントはどのような手順で行うのか？
- 項目の記入－評価－支援方針の記入まで
- チェック項目の理解

重要なアセスメント力 保育所で行うアセスメントの意味

【チェック項目の理解】

◆虐待防止のためには、思い込みや印象ではなく客観的な証拠と解釈が求められる。特に関係機関とのやりとりは「**証拠(エビデンス)**」によって成り立つ

◆**エビデンス**＝客観的な事実によって情報共有を行うこと。印象や解釈をできる限り控えること。‘**気になること**’を‘**事実**’として語るができるようになる事。

- － **観察された事実**：日時や場所、その時の状況、職員の対応等
- － **聞けた事実**：人物、日時や場所、状況、教員の対応
- － **伝聞**：誰から、何を、いつ、どのように、なぜ(目的)
伝聞と自分が直接聞いた話とは「質」が異なります

「相談」と「通告」

「**相談**」・・・**原則、市町村対応**・・・**支援ベース**

- 子どもや子育てに関する相談全般
- “気になる子ども(親)”の相談
- 通告とは異なる

「**通告**」・・・**原則、児相と市町村の協働対応**・・・**介入ベース**

- “**虐待が疑われる**”＝**法的対応**
- **現認の必要性**
- **48時間(24時間)以内対応**

通告について

• **虐待通告は「ためらわない」が原則**です。

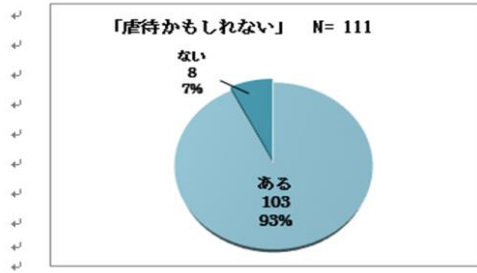
- 保護者との信頼関係が壊れることを躊躇する気持ちが働きます。
- 子どもが保護されることも心配です。
- しかし、**早期に対応することで、**
- **－子どもの被害を最小限にできます**
- **－保護者を加害者にしないで支援につなげます**
- 「対峙」は簡単ではありませんが、**子どもと保護者を守る強い意識**が必要です
- 園内で決定し、通告は園長等管理職の責任で行います。
- **重傷しなくなった場合は、保育所にばかり負担がかからないように、関係機関と役割の分担を明確にします。**

• 第23回関係機関懇話会 事前アンケート結果報告より(@児童虐待防止協会2018)
保育所における児童虐待防止に関するアンケート調査実施(調査票別紙)

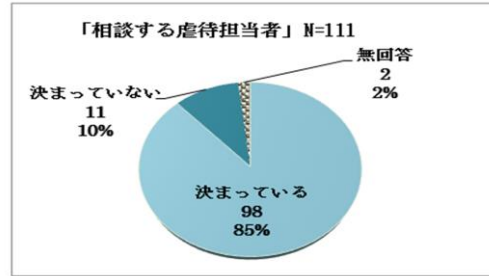
- ①対象：
和泉市、池田市、堺市、大東市、豊中市、泉南市、八尾市 各市公立・私立保育所、認定こども園
- ②時期：
平成30年8月～9月
- ③アンケート：
依頼件数 149件
返信数 111件
返信率 75.0%

※アンケートの実施にあたり、NPOネット法人ちやいどネット大阪に多大なご協力を、いただきました。

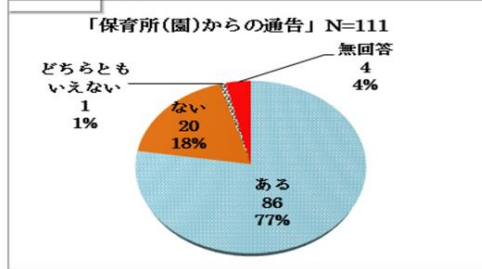
問1 「虐待かもしれない」と思ったことがありますか



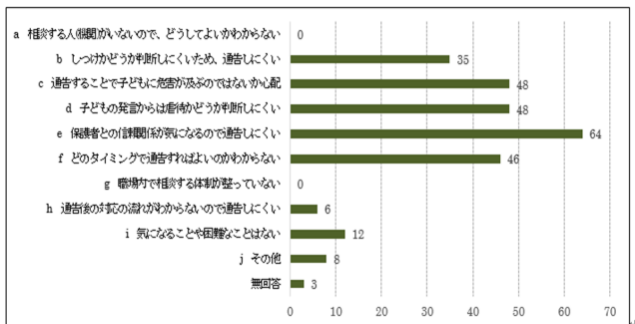
問2 相談する担当者は決まっていますか



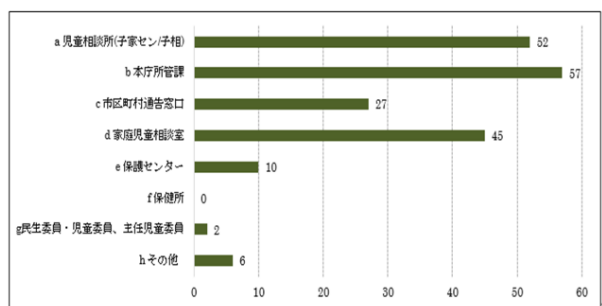
問4 今までに保育所（園）から通告したことがありますか



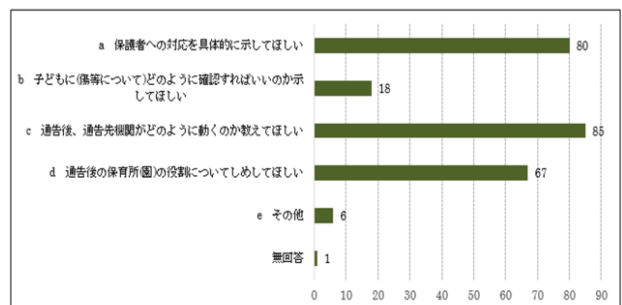
問5 通告する際に気になること・困難な事（3つ「〇」） N=111



問3 「虐待かもしれない」と思うときに、下記のどこに相談しますか。（複数回答） N=111



問6 通告先にどのようなサポートを望みますか（複数回答） N=111



知っていますか？

親を加害者にさせない支援

1. 親を「徹底的」に理解すること

— そのための情報を多角的に集めること・・・園長任せにしない！

2. 保育者全員が保護者とコミュニケーションをとること

— “狭く深く” < “広く浅く” が大事
— Positive Tolerance: 長時間話し合うことで“親理解”が進む

3. その上でルールを共有すること

— できないことを許す「寛容力」をもつ

保育者の親への目線

【保育者の専門性を問い直す】

1. 親への目線を問い直す — 評価視点になっていないか？

— 子育て、養育、家庭の理想化＝親を専門職化させていないか？

2. 保育者の立ち位置を問い直す

— 保育の代替・補完＝親の代わりに子育てをすることを任せてもらう
— 子どもの愛着を育てること(親との対立は愛着を阻害する)

— **次世代継承の専門職である自覚**

保育者の処罰感情

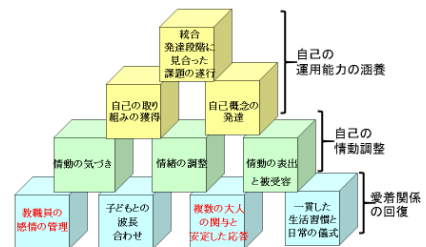
- 「処罰感情の芽生え」: 個人的価値で親を見ている時
- 「処罰感情の抑制」: 保育の「専門的価値」で親を理解する時

• 適切な理解ができない時、人はジャッジメントしたくなるものだ

(精神科医・水島広子)

- 自信を持った親支援ができるということは、適切な親理解ができている
- 保育者が親の人格をジャッジメントすれば、親の抵抗に合う
- 親は、自分の思いを話せばジャッジされると本能的に感じる
- ジャッジメントはやがて保育者に向き、自らの価値を下げる

Attachment Self-Regulation Competency : Blaustein & Kinniburgh, 2011 池壁聡2012



愛着の回復；保育・子育て支援でできること

【1. 愛着の回復】

- ◇ 子どもと親の愛着の回復を支える
- ◇ 保育者は子ども、親、それぞれと波長を合わせる
- ◇ “満たすこと” と “許すこと”

【2. 情動の調整を促す】

- ◇ 否定的感情を受け止める
- 諍め、怒りを受け止める

【3. 自己能力を高める】

- ◇ 承認の機会を増やす

要対協と保育所の関係

1. 要対協機能の主目的を理解する

- = ケースマネジメント
- 市町村で虐待が疑われる全ケースを管理する
- ケースについて関係機関(実務者)で情報を共有する
- 重症度の管理＝リスク・アセスメントを実施する

2. 要対協で何が話し合われているのか？ — 保育所利用ケース

- 支援方針について
- 関与している(予定される)関係機関について
- **保育所の役割について**

まとめ

- 可視化させる取り組み
- 通告
- 処罰感情との向き合い
- ケース・マネジメントカール投げされないために
- 発達支援専門職としての社会的期待と役割の変容



昭和13年『子供の育て方全集』（主婦之友社）より

御静聴ありがとうございました。

性的虐待への介入における連携の在り方 —神奈川県児相による性的虐待調査から—

神奈川県中央児童相談所
虐待対策支援課
三樹 優子

性的虐待の定義と、 性的虐待に着目する意味



児童虐待の種類

- 身体的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待
- 性的虐待

法律から見る性的虐待の定義

- ☆一. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- 二. 児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- 三. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい飢寒又は長時間の放置、(中略)その他の保護者としての看護を著しく怠ること
- 四. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、(中略)その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

<児童虐待の防止等に関する法律第二条>

保護者が、性交渉(口腔性交含む)、性的行為(教唆を含む)、性交渉を見せる、ポルノグラフィの被写体にする等の行為

なぜ性的虐待に着目するか 虐待種別ごとの受理件数

- 平成29年度に神奈川県児相が受理した虐待相談(4,190件)の種別内訳

虐待種別	件数(割合)
身体的虐待	895件 (21.3%)
心理的虐待	2,354件 (56.2%)
ネグレクト	919件 (21.9%)
性的虐待	22件 (0.5%)

性的虐待がこんなに少ないはずはない
性的虐待は、もっとも潜在性の高い虐待

神奈川県性的虐待調査報告書とは

- 神奈川県児相で平成12年から始まった調査
- 平成12年から28年度の17年間に受理した性的虐待事例523件について、4回に分けて調査をまとめ報告
- 「第4回」は、平成21年度から28年度分の299件のうち、児相が「虐待の事実あり」とした212件について、調査をおこなった(男24人、女188人)
- 神奈川県児童相談所のHPからPDFの閲覧が可能

知っていますか？：実際の事件

○実の娘にわいせつ、男に懲役6年 大津地裁判決
(H30年7月31日 京都新聞より)

実娘にわいせつな行為をしたとして、監護者性交等罪に問われた男の判決が31日、大津地裁であり、伊藤寛樹裁判長は懲役6年(求刑懲役7年)を言い渡した。同罪の判決は京滋では初めて。

判決理由として伊藤裁判長は、**小学生の頃から**性的行為に応じさせ、社会の普通のルールに大きく背いたとし、「厳しい批判はまぬがれない」とした。**被害少女や妻が猶予判決を求める嘆願書を提出**していたが、「家庭を支える努力は伺えるが、刑を大きく抑えることはできない」とした。

(京都新聞 <https://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20180731000183>)

実の父親が？長期にわたって？ 被害者が加害者を庇う？
この事件が特殊なのでしょうか？

発見を難しくするもの 性的虐待順応症候群①

(採掲: Summit, R.C. 1993. 説明文の参考と引用: ChildFirst™ National How Children Experience Abuse)

● 秘密

- 秘密は、恐怖をもたらすとともに、秘密を守ることで安全を約束する。「言ったら殺す」等と脅されなくても、「言ったら〇〇になる(かも)」という理念に、強く支えられる。
- 子どもから行為のきっかけを作っている場合は秘密にしやすい(「『遊ぼう』と言ったのは自分」だと思う)。
- 子どもは2回目があると思わない。2回目があった時、1回目に訴えなかった自分を責める。秘密を強固にする。
- 子どもが自分の経験をどう意味づけるかは、加害者に強く影響される。
- **無力感(嫌だと感じて抵抗しないことを学ぶ)**
- 子どもは、保護者を疑い、要求に従わないことを、教わらない。
- 子どもが自己非難。他の家ではないことだとわかった瞬間、「自分は汚い」「自分が悪い」と思い込む。

8

もう少し詳しく～性的虐待順応症候群②

(参考と引用: ChildFirst™ National How Children Experience Abuse)

● 順応

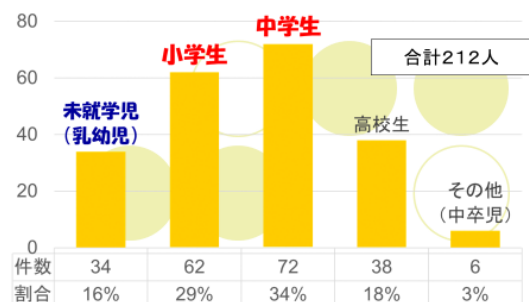
- 抵抗しない、自ら誘うことで、自分や家族が安全となる。
- 子どもが父に「今日来る？」と聞く。誘う行為に聞こえるが、未来が解っていた方が不安におびえなくて済む。
- 虐待者が喜び機嫌を直す唯一の方法であったりする。
- **開示の遅れと撤回**
- 秘密を守り続け、打ち明けるのが遅れる。
- 告白の後、あれは事実ではないと言う。撤回によって、ばらばらになりかけた家族が元の状態に戻るため。
- 撤回は、元々の訴えよりも信頼できるように聞こえる。この子の言葉は信用できない、という大人の不信を確固たるものにする。
- 子どもは話さないことを覚え、大人は聞かないことを覚える。

虐待の秘匿性、特殊性が、特に強い虐待
神奈川県では継続的に調査を行い普及啓発に繋げている

虐待内容に関する統計報告¹¹

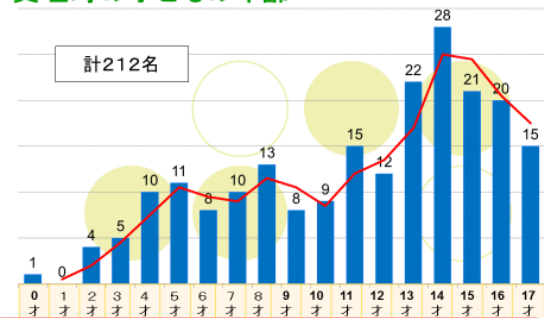


受理時の児童の就学年齢

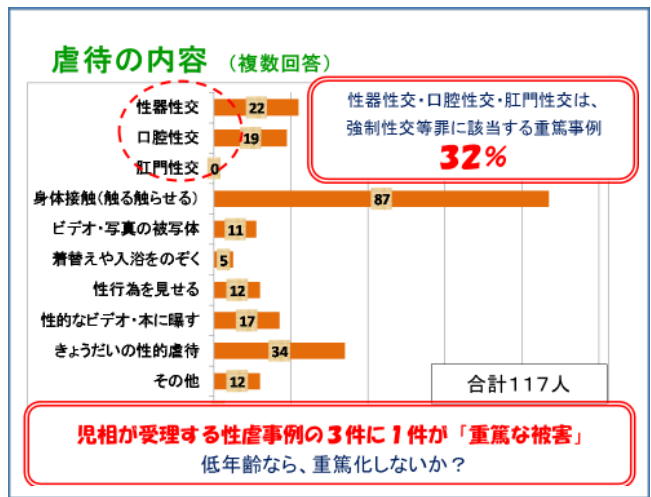
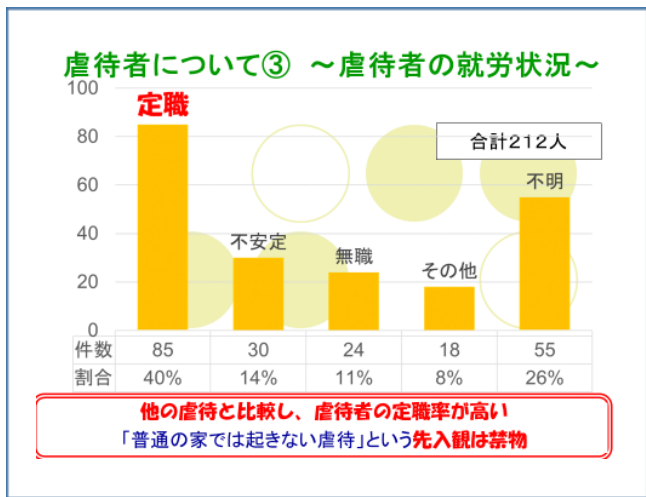
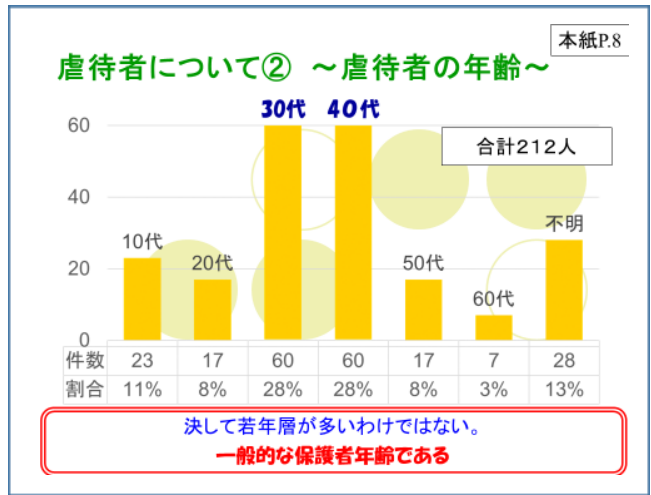
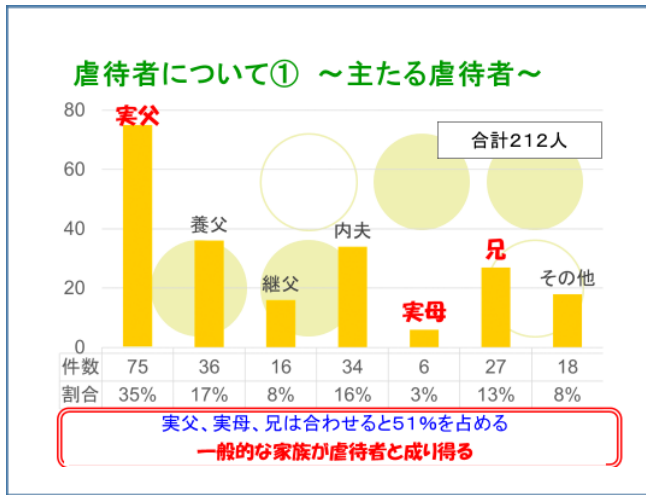


多くの子どもは小学生や中学生
乳幼児も決して少なくなく、6人に1人の割合

受理時の子どもの年齢



ピークは13～16歳。0～3歳の中にも重篤事例はある



重篤事例に関する統計調査①

本紙P.50

～重篤化した事例に特徴はあるか～

- 重篤事例38件と、非重篤事例79件を比較

- ①子どもの就学年齢(幼児、小学生、中学生)
- ②虐待された期間(短期、中期、長期)
- ③虐待者の年齢(10代～50代)

の割合に差があるかχ2検定を使い調査したところ、重篤群と非重篤群との間に有意差は無く、分布に差はなかった。

「被害児がまだ幼いから」「虐待者が高齢だから」「期間が短いから」
虐待が重篤化しないことはない。
**乳幼児事例でも、重篤率は同じ
迅速な発見と対応が必要**

重篤事例に関する統計調査②

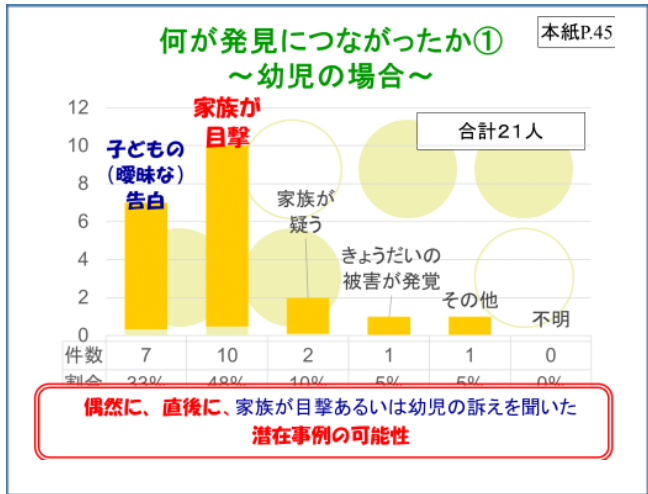
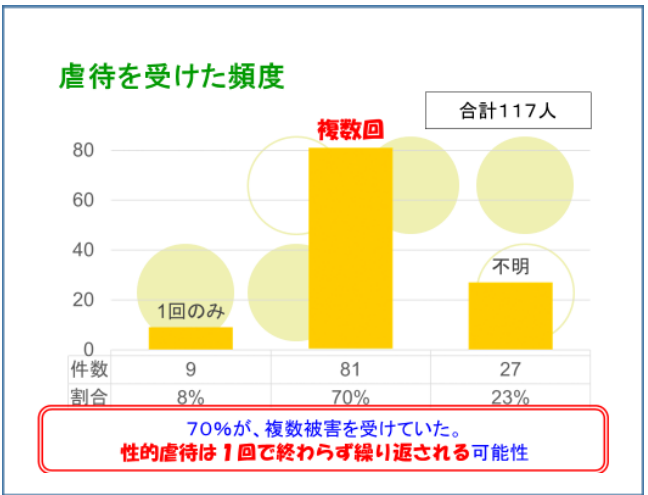
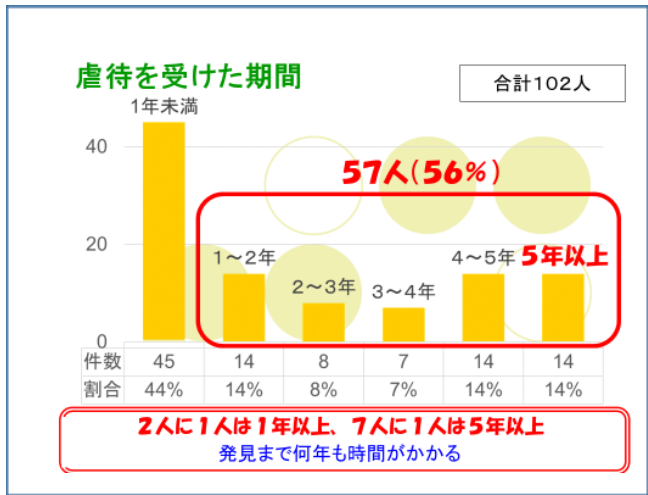
～重篤な被害を受けた子どもの特徴～

- 重篤事例は、児相介入時に、何らかの精神症状や問題行動が無い割合が高かった

重篤事例はむしろ、児童年齢期に症状が出ていない結果
「症状が無い=大した被害ではない」ではない

⇒児童年齢では、行為の意味が十分わかっていない場合、
⇒「家族だけの遊び」「秘密のマッサージ」など、行為の意味付けを虐待者が統制している場合、
⇒家族から離れるまで、症状が抑圧される場合、
が考えられる。

問題が出せないことで、発見が遅れてしまう



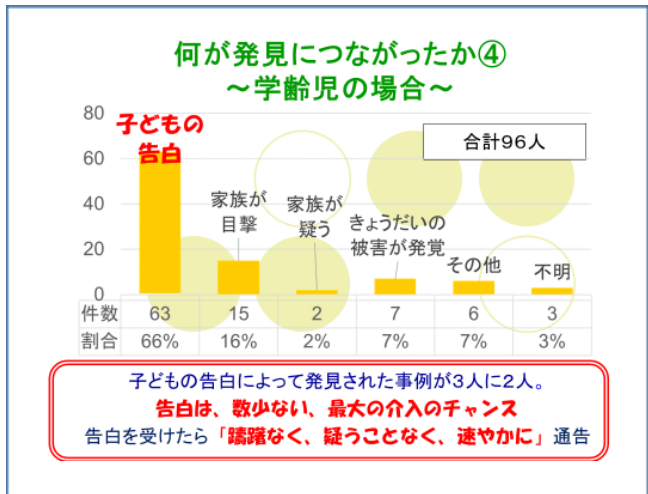
何が発見につながったか③ 発見に結びついた幼児の告白や行動特徴

本紙P.47

- 幼児の告白は
 - ・1～2語と短い。表現は豊かではない
 - ・幼児の告白を疑った事例、保留にした事例は、通告に至った事例に含まれていない
- 家族が被害を疑った行動は
 - ①虐待者を、急に過度に拒否するようになる
 - ②性器を洗われることを極度に拒む
 - ③年齢不相当の性的行動

**まずは疑わず受け止めること
子どもの自然な語りを引き出し情報を集めること**

**すぐに行動抑制や叱責を加えるのではなく
被害を疑う視点を持つことが重要**



何が発見につながったか⑤

本紙P.47

告白を聴きながら通告に至らなかった事例

- 子どもが**母親に告白**し通告に至らなかった6例 (すべて重篤事例)
 - 母親が「知られたくないと思った」
 - 母親が「迷ってる間に時間が過ぎた」
- 子どもが**養護教諭に告白**し通告に至らなかった5例 (すべて重篤事例)
 - 子どもに「母親に相談しなさい」と促した
 - 母親に相談内容を伝えたら、子どもが相談に来なくなった
 - 担任に伝えた

**告白を受けたら、受けた機関が必ず通告まで携わること
通告のない支援者にならないことが大切**

性的虐待対応における連携



性的虐待対応における機関連携①

- 平成27年10月28日 厚生労働省、警察庁、最高検察庁から通知
- 児相、警察、検察の3機関で協力して子どもの負担を軽減するとともに、強要、教唆、暗示のない中で面接を実施するよう旨の内容。
- 神奈川県では、県警本部が中心となり、3機関との連絡会が数回実施。虐待児童のことで、3機関と一緒に話す機会が増加。
- さらに通知を受けて、性的虐待をはじめ重篤な虐待ケースの**被害事実確認面接(司法面接)**が全国的に普及した

26

性的虐待対応における機関連携② 被害事実確認面接とは

- 虐待被害の聴取する際、「司法面接」のやり方をとる
- 専門的な研修を受けた面接者が、誘導、教唆、暗示等の情報汚染の可能性を排除した手続きで話を聴く。
- 児相、警察、検察と連携し、代表者1名が子どもの話を聴くことで、聴取の回数を減らし子どもの負担を軽減する。



27

性的虐待における機関連携③ ～3機関協同面接の拡大～

- 面接回数(全211児相のうち202児相が回答)

平成28年度 340件
平成29年度 **617件**

- 平成29年度の協同面接の参加機関把握状況(参加機関を回答者が把握できた584件のみ)

3機関	児相＋警察	児相のみ	合計
484	84	16	584

平成31年3月発出 (株)キャンサーズキャン 「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する事業報告書」(HPより抽出)

面接室の様子

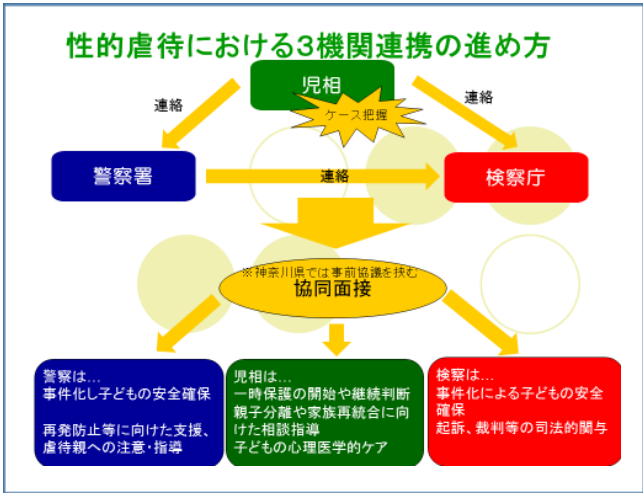
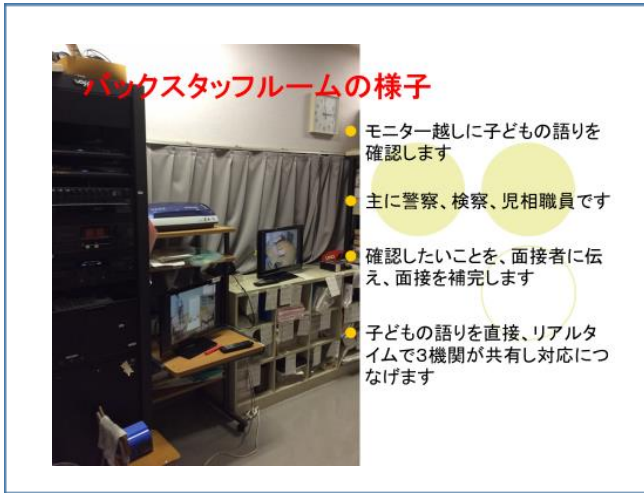


- 刺激となる物はおきません
- 面接の様子は録画されます
- プロトコルに従い、子どもの自発的な語りを引き出します
- カメラを通して、別室で他のスタッフが様子を観ています

誘導、教唆なく、語りを引き出す



- 語りを引き出すために、人形や絵を使うこともあります
- 人形や絵の種類は、面接技法によって厳密に決められています
- これらの道具の使用は、専門的な研修を受ける必要があります



性的虐待発見の連携を目指して
～普及啓発研修の実施から見たこと～

- 県教委に協力を仰ぎ、県内の養護教諭や、生徒指導主事を対象に研修を繰り返し実施した。
- 性的虐待の相談経験がある学校教諭の多さ
- 子どもの告白を聞きながら、「虐待」という言葉に結びつかず、通告すべきことだと思わずに済んだ方も
- 心ある支援者が、一人で悩まないため、性的虐待を知っていたことが必要

33

発見に関する連携を目指して
～発見した時の対応の普及啓発～

- 子どもに被害の状況など詳しく聴かないことが大切
→ 何度も確認されることで、記憶が汚染されてしまう
→ 「誰が」「何をした」が簡潔にわかれば通告してよい
→ 子どもが自然に語ることをていねいに聴き、それを記録する
- 市町村ではなく、児相への通告をお願いしている(神奈川県)
→ 専門的な聞き取り(司法面接)を実施するため
→ 警察や検察と、初期介入から連携して動く
- 被害の真偽を確かめようと保護者に連絡を取らないこと

34

子どもの性的虐待を見逃さないで

被害を信じてあげます子どもに出会ったら

リーフレットの作成

わが国では、多くの人が性的虐待を知りません
虐待に気づく「目を持つ」ことが連携の最初の一步

さいごに:
もしも子どもの告白を聞いたときは

- 子どもは「嫌なことをされた」と思っているとは限りません。「遊び」や「親へのサービス」だと思っていることもあります。**責めたり、問い詰めたりする必要はありません。**動揺はひとまず飲み込んでください。子どもが自然に話す言葉を、そのまま受け止めてください。

話を聞いたなら、まずは職場内で共有を！
話すこと、連携することから、虐待対応が始まります！

- 「誰にも言わないで」と言われても...
1人で抱え込むことは危険です
「大きな秘密」はあなたの胸のポケットにしまえません
子どもに、**守れない約束をしない**ことが大切です

相談してくれてありがとう。勇気を出して話してくれてありがとう。
あなたを救いたい。私だけでは難しい。
あなたを救えるところに相談するね。

主要引用・参考文献

- ベッセル・ヴァン・デア・コーク 2016 身体はトラウマを記録する 能・心・体のつながりと回復のための手法 紀伊国屋書店
- 苧坂直行編 2015 成長し衰退する脳 新曜社
- 厚生労働省HP 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第12次報告)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137028.html>
- 認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワークHP オレンジリボン運動 <http://www.orangeribbon.jp/>
- 保育・学校現場での虐待対応研究会 2013 保育者・教師に役立つ子ども虐待対応実践ガイド 東洋館出版社

37

主要引用・参考文献

- ベッセル・ヴァン・デア・コーク 2016 身体はトラウマを記録する 能・心・体のつながりと回復のための手法 紀伊国屋書店
- 苧坂直行編 2015 成長し衰退する脳 新曜社
- 厚生労働省HP 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第12次報告)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137028.html>
- J.G.Noll, P.K.Trickett, P.W.Putnam, et al. 2003 Revictimization and Self-Harm in Females Who Experienced Childhood Sexual Abuse. Journal of Interpersonal Violence, vol18, No.12, 1452-1471
- 野坂祐子他 2016 マイステップー性被害を受けた子どもと支援者のための心理教育ー 誠信書房
- 金吉晴他 2016 PTSDの認知行動療法マニュアル 不安症研究特別号 155-170

38

ご静聴ありがとうございました。
今後とも児童相談所と
よろしくお付き合いください。



まとめと論点の整理

—村上先生の問題意識と
今日のシンポジウムの意見から—

虐待支援研究班代表
吉澤一弥

民法の「懲戒権」の削除へ

- 6月20日の法制審議会で、山下法務大臣は相次ぐ児童虐待の問題を受けて、親が子どもを戒めることを認める民法の「懲戒権」の見直しを諮問(削除の方向)

- 育児現場への世間の目 プレッシャー
- 混乱の増大(どこまでが体罰か?)
- 育児不安から育児崩壊の危機

育児のパラダイムの変更



子育て支援に影響

見守りと見張り(村上)

<多数の「見守り群」>

- 育児やしつけの良い部分を認めて褒める
- 社会的資源の活用(連携の勧め)
- 自信回復へ

<ごく少数の「見張り群」>

- リスクの察知と通告行動
- 観察眼と判断力

リスクアセスメント
精度の向上

親を加害者にしない

体罰と虐待の定義の多様性

- 育児をする者と支援をする者のもつイメージと定義の聞き取りと共有

自分の育児を客観視

子育て支援の指針

- 「ストップ虐待」企画で 具体的なアイデアや提案



- 現場でどう生かせるか、使えるか

現場の意見を集約する活動

若者の育児への興味の低下

- 仕事との両立と育児の負担軽減
- 女子学生の関心は、夫の育児参加と育児の平等性

興味が無いことは、考えたり議論をしない

育児そのものに興味を持たせる方策は？

- その他の変数
妊娠・出産・育児の心の準備状況、環境要因(望まぬ妊娠、周囲の応援、貧困とゆとりの無さ)

次回の予告

第2回・東京開催 「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」

日時 9月29日（日）13時～16時30分（12時15分受付開始）

会場 日本女子大学目白キャンパス・新泉山館1階大会議室

参加費：500円 当日受付にてお支払い
定員：100名

1. 講演 磯谷文明（弁護士 くれたけ法律事務所）
「最近の虐待死事件を契機とした法律改正の動向－育児・子育て支援現場への影響－」（仮）
2. ワークショップ 「第1回の参加者による活動報告－制作物やアイデアの紹介」
（体罰禁止のポスター、連絡帳、地域連携など）
3. グループディスカッション

参加申込み

お名前（フリガナも）、ご所属、職種を明記の上、以下のアドレスまでお願いします。
申し込み順に受付し定員になり次第締め切ります。

1. 虐待支援研究班事務局（松原まで） jutenka.shien@gmail.com
2. ここネット事務局 info@kokonet.jp ここネット問い合わせ電話 096-272-0673

交通機関

JR目白駅からタクシーまたは都営バスで10分
東京メトロ副都心線・雑司が谷駅から徒歩8分
東京メトロ有楽町線・護国寺駅から徒歩12分



企画趣旨

相次ぐ虐待死事件を受け、体罰禁止や民法の親の懲戒権の見直しなど法改正の動きが急である。子どもを教育保育する専門職として虐待の早期発見と防止・予防については万全の体制が必要であることを大前提としながら、子どもが被害者、親は加害者であるという「親を見る社会の眼」が親の負担とならないような支援も必要と思われる。

育児をする親が、常に社会から虐待をしていないかと監視されているような視線を感じていたらたまらない。「手をつかんだら、ひっぱったら、押したら、怒鳴ったら、睨んだら虐待なのか？」と自分は虐待をしているのではないかと悩む親もいる。

こうした状況で、「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」では参加者全員で親と子を包括的に支援するアプローチを検討し、「体罰に頼らないしつけのあり方」や、「親を加害者にしない支援」の指針策定を行います。その成果を迅速に全国の子育て支援者に向けて発信したい。

報告書

第1回「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」

2019年6月23日 コラボ企画・東京開催

発行日 2019年7月25日

制作と発行 日本女子大学特別重点化資金 虐待支援研究班

吉澤一弥（代表）、西智子、松原乃理子

事務局

〒112-8681 東京都文京区目白台2-8-1

日本女子大学家政学部児童学科 西研究室

連絡先 jutenka.shien@gmail.com